

平成28年第1回北海道議会定例会 代表質問

年月日 平成28年3月3日(木)
 質問者 民主党・道民連合 高橋 亨 議員

質 問	答 弁
<p>一 知事の政治姿勢について</p> <p>(一) 民主的な行政執行について</p> <p>民主党道民連合会を代表して質問いたします。</p> <p>まず、知事の政治姿勢についてです。</p> <p>昨年、2015年は、民主主義が壊されるような動きが相次ぎ、我が国の民主主義の成熟度が試される1年でした。特に、安全保障関連法をめぐるのは、多くの国民が論議は尽くされていないと考えているにも関わらず、安倍首相は、一昨年12月の総選挙で信任は得ているとして、採決を強行。安保法制の議論の過程で異論を認めない、不寛容な風潮が生まれてしまいました。こうした風潮を打ち消し、誰もが住みやすい社会を作り上げる努力こそが求められているのだと考えます。</p> <p>安全保障関連法の強行採決に対する知事の所感を伺うとともに、このような強権的で不誠実でもある政治手法と相對して、知事は、どのように地域を代表する我々の声、道民の声と向き合って道政運営を行っていくのか、基本スタンスを伺います。</p> <p>(二) 憲法について</p> <p>1 憲法改正への所感について</p> <p>次に、憲法について伺います。</p> <p>安倍首相は、ここにきて緊急事態などを理由とした憲法改正への言及を重ねています。これも安全保障関連法などと同様に、国民への審判を仰がないままでの暴走です。知事に伺いますが、端的に憲法改正への所感をお示し願いたい。また、現行憲法について不十分と感じられるのであれば、それは、どの条項なのか指摘いただきたいと思います。</p> <p>2 憲法への対応について</p> <p>安倍首相は1月の国会審議で緊急事態条項として「憲法にどのように位置付けるかは極めて重く、大切な課題」と必要性に踏み込む答弁をしました。この条項は、大規模災害やテロ、戦争などが起きた場合、首相に権限を集中、国や公共機関が発する指示に国民を従わせるものとされますが、現行においても、災害対策基本法や、自衛隊法、警察法などで対処可能であり、憲法に組込まなければ基本的人権が過度に侵害される危険性が指摘されています。緊急事態条項は、三権分立などの憲法秩序を停止し、基本的人権を制限する権力を国家に与えるものであり、まさに立憲主義の破壊に繋がるもの指摘です。この緊急事態の対処も含め、現行憲法で不足と考える点の対処は、法改正でも十分に可能ですし、それこそが戦後半世紀以上、わが国が築いてきた財産であると考えますが、知事の所見を伺います。</p> <p>(三) 道政執行について</p> <p>1 道政の執行姿勢について</p> <p>知事は、昨年6月の道政執行方針で、「過去の慣例などとかわれず、新しい発想で道政運営を行う」と4期目の道政に臨む姿勢を述べました。最初の1年が経過しようとしてい</p>	<p>(知事)</p> <p>民主党道民連合、高橋亨議員の代表質問にお答えをいたします。</p> <p>最初に、私の道政運営の基本的な姿勢などについてであります。我が国の平和をどのように守っていくかなどの点につきましては、国政の場において十分議論を尽くすことが大切であると考えているところであります。</p> <p>道政の推進に当たっては、私といたしましては何よりもまず、道民の皆様、そして本道の将来にとって何が大切で、そのために何が必要なかということの基本としながら取り組んできているところであり、今後とも、道議会の皆様方とともに、道民の皆様の声をしっかりと受け止め、政策の効果的な展開に取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>(知事)</p> <p>次に、憲法改正についてであります。私は、現行憲法が示す国民主権、基本的人権の尊重、平和主義などといった基本的な考え方は、国民の間に広く定着をし、普遍的かつ重要な理念であり、そのような憲法の理念を引き続き最大限尊重すべきと考えるものであります。</p> <p>今日、憲法制定以来半世紀以上が経過をし、社会経済情勢なども大きく変化してきているところであり、全国知事会の場においても、地方自治の本旨の明確化など地方自治に関して議論されているところであり、私といたしましても地方自治の充実が必要なものと考えるところであります。</p> <p>(知事)</p> <p>次に、憲法についてであります。憲法は、我が国の最高法規として、その理念は最大限尊重されるべきものであり、改正にも厳格な手続が定められていると認識をいたします。安倍総理の国会答弁での緊急事態条項に関しては、現在、議論がなされているところであり、その推移を注視したいと考えているところでありますが、大規模災害時の緊急事態にどのように対応するかについては、地方にとっても重要な課題であり、国民の安全を確保するための、国や地方、国民の役割については、全国知事会の場などにおいても問題提起されているところであります。</p> <p>こうした憲法に関わる問題については、国民主権、人権の尊重、平和主義といった普遍的な理念を前提に、今後、国会の場での十分な議論はもとより、国民の関心を喚起し、幅広く国民的な議論を尽くすことが何よりも大切であると考えているところであります。</p> <p>(知事)</p> <p>次に、道政執行の姿勢についてであります。私は、この4期目のスタートに当たっては、喫緊の課題である「人口減少・危機突破」を道政の最重要課題として位置づけ、5つの</p>

質 問	答 弁
<p>ます。知事の道政にかける政治姿勢にかかわり、何がどのようになら変わったのか、また、今後、何をどのように変えようとしているのかを伺います。</p> <p>2 (欠)</p> <p>(四) 東日本大震災について</p> <p>来週の3月11日で、東日本大震災から5年が経過しますが、今なお、18万2千人の方が避難生活を続け、そのうち、16万人余りの方は応急仮設住宅での暮らしを余儀なくされています。北海道においても、依然として2,125人の方が避難生活を送っています。道は、この間、支援物資の提供、雇用支援、子どもの受入支援、公営住宅の提供、心のケアなどの取り組みを行ってまいりましたが、避難生活が長期化する中で、支援が年々縮小されていることに、不安を抱える方も多いのです。5年前、震災や原発事故で被災した避難者には、公営住宅や民間賃貸住宅、雇用促進住宅などが無償提供されましたが、こうした住宅は応急仮設住宅に準じた扱いのため、復興状況に合わせて順次、無償提供が打ち切られており、道内でも、民間の賃貸住宅の借り上げや道営住宅の提供が、最長でも来年3月末で無償提供の支援が終わることから、今後は、経済面と精神面の負担が重くのしかかります。とりわけ、被ばくを恐れて福島県を離れた母子避難家族の大半は、避難指示区域外からの自主避難者であることから、東電や行政からの支援が十分に受けられない切迫した状況であります。</p> <p>大震災5年目にあたっての知事の所感を伺うとともに、北海道東北地方知事会の会長でもある立場を踏まえ、今後、避難者の方へどのように支援していくのかを伺います。</p> <p>二 TPPについて</p> <p>(一) 大筋合意への評価について</p> <p>次に、TPPについてです。</p> <p>批准ありきの論議が横行していますが、閣内で交渉を担当してきた甘利明経済担当大臣が失脚し、アメリカの大統領選挙の有力候補者がごぞって反対という状況なので、国内論議も、地域での議論もしっかりと行うべきです。</p> <p>TPPの大筋合意について、道民や地域には市場経済一辺倒で突き進む流れへの不安や不満が多くあり、国の対策は道の要望を取入れたものだと言っている知事の認識とは全く違うものとなっております。</p> <p>政府は大筋合意後、今年度の補正予算や新年度予算に対策費を計上したわけですが、その前提とされた経済効果や影響の試算は、国会等において十分に検証されていません。にもかかわらず、従来実施してきた事業をまとめたものをTPP</p>	<p>重点戦略プロジェクトを掲げた北海道創生総合戦略や新たな総合計画案を策定するとともに、ASEAN事務所や「女性の活躍支援センター」、「ふるさと移住定住推進センター」の開設など、成果を重視しながら、政策づくりや調整に要する時間を極力短縮し、スピーディな着手と実行によって、各般の取組を進めてまいったところであります。</p> <p>こうした取組を踏まえ、来年度においては、北海道創生加速化元年と位置づけ、「人を大事に、人を育てる」「暮らしをまもり、地域を創る」「価値を高め、人を呼び込む」の3つの展開方向に沿って、全庁的に施策を関連づけ、各部の予算枠とは別に、関係部局が連携した取組などを推進するための予算枠を新たに設置をし、結婚、出産、子育てのライフステージに応じた施策のパッケージ化をはじめ、次代を創る農林水産業の確立や地域産業力の底上げ、未来を担う人づくりなどに加え、市町村や地域の方々と一体となって取り組むことができるよう振興局機能を強化するなど、人口減少の進行を抑制する、各般の施策を進めてまいります。</p> <p>(知事)</p> <p>次に、東日本大震災により避難されている方々への支援等についてであります。震災から5年を迎え、避難生活が長期化するなか、道内に避難されている方々は、日々の暮らしや将来の見通しなどについて、様々な思いや不安を抱えながら、懸命なご努力をされているものと認識をしております。</p> <p>避難者の方々には、一日も早くふるさとへ戻りたいと強く望んでおられる方がおられる一方、本道での定住を希望される方々もおられると承知をしているところであり、お一人お一人の思いを尊重して支援を行うことが、何より大切であると考えております。</p> <p>道では、避難されている方々に安定した生活を送っていただけるよう、道営住宅等の住まいや広報紙による生活支援情報の提供、孤立化が懸念される家庭の戸別訪問などに努めてきており、今後も、市町村や支援団体とも連携をし、避難者の方々に寄り添いながら、将来の自立に向けて、生活基盤の確立が図られるよう、きめ細やかな支援に努めてまいります。</p> <p>(知事)</p> <p>次にTPPに関し、まず、協定の合意内容についてであります。今回の合意においては、農産物の重要5品目を中心に、関税の引き下げや輸入枠の拡大などがなされた一方、関税撤廃の例外、国家貿易制度等の維持や、セーフガードの確保などが盛り込まれたところであります。</p> <p>政府は、経営安定対策や体質強化対策など再生産が可能となるよう国内対策を講じていくこととし、総理を本部長とするTPP総合対策本部を設置するとともに、「総合的なTPP関連政策大綱」を決定をし、先般、TPP関連予算を含む平成27年度補正予算を措置したほか、法制化に向けた準備が進められているところであります。</p> <p>さらに、本年の秋を目途に、TPPの中長期的な農林水産業対策をとりまとめることとしているところであり、こうし</p>

質 問	答 弁
<p>対策と称するのは、極めて不誠実な対応です。これでは、農林水産業を主産業とする地域をはじめとして、本道の将来への不安や懸念は広がるばかりです。あらためて、大筋合意の内容は、守るべきものが守られ、攻めるべきものが攻められているのか、そして国益は守られているのか、知事の見解を伺います。</p> <p>(二) 知事の説明責任について</p> <p>国会審議はこれからですが、あれだけTPPに反対してきたはずの知事は、手のひらを返すように条件闘争へ姿勢を変えました。知事は大筋合意の時に、よくやってもらったという趣旨のコメントを発し、国民の合意、何より説明責任を果たすことと話されましたが、国会での説明はこれからですし、国民同意も説明責任もこれからです。</p> <p>それにもかかわらず、知事の政治姿勢が大きく変節したのはなぜなのか、道民に説明する政治責任があります。知事の考えをお聞きいたします。</p> <p>(三) 国会決議遵守への評価について</p> <p>国会決議では、農産物重要5品目について、「引き続き再生産可能となるよう除外又は再協議の対象とすること」とされていますが、合意内容では、「除外」はされておらず、「再協議」についても、関税引き上げによる国内経済への影響緩和を可能とする合意はされていません。</p> <p>また、「聖域の確保を最優先に」と決議されましたが、これまで関税撤廃をしたことがない重要5品目でも、相当程度の品目において関税を削減、撤廃しており、国会決議が守られているとは評価することはできません。こうした点について、知事の認識を伺います。</p> <p>(四) 情報の公開について</p> <p>政府が示した経済効果や影響の試算は、従来政府が示した影響試算と比べても前提条件の設定が恣意的だったり、内容が十分に確定していない対策の効果が盛り込まれるなど、その正確さを疑わせるものばかりであります。こうした試算では、影響がないとされても説得力はありませんし、甚大な影響を受ける本道などの地域や国民はたまったものではありません。また、経済分野での関税措置以外にも社会全般に及ぶ広範な影響があると懸念されてきました。国会での議論をみ</p>	<p>た将来にわたる取組と併せて、国会での議論がなされるものと考えるところであります。</p> <p>(知事)</p> <p>次に、TPPへの対応についてであります。TPP協定交渉に関しては、当初、関税撤廃を原則とする自由貿易交渉であるとされていたことから、海外からの輸入品との競合を関税などによって軽減している農林水産物の生産を基幹とする本道においては、一次産業に大きく影響を与える交渉参加に国民合意のないまま、移行することに反対を表明をいたしていたところでもあります。</p> <p>平成25年4月に、衆参両院農林水産委員会において、「交渉により収集した情報については、国民への十分な情報提供を行う」、「農林水産物の重要品目の関税撤廃を認めない」などとする国会決議がなされ、こうしたことを踏まえ、政府は、交渉に参加したものと受け止めているところであり、TPP協定の合意においては、関税の引き下げや輸入枠の拡大の一方、関税撤廃の例外、国家貿易制度等の維持や、セーフガードの確保などが盛り込まれたと認識をしております。</p> <p>また、国においては、道が関係団体とともに要請をしてきた農林水産業が再生産可能となるよう、必要な対策を恒久化するための法制化や、経営安定対策などに関する安定財源の確保などを、盛り込んだ「TPP関連政策大綱」を策定をし、これに基づき国の補正予算などが措置されたところでもあります。</p> <p>いずれにいたしましても、私といたしましては、農林漁業者や地域の方々の不安や懸念を払拭をし、将来にわたり、本道の農林水産業が再生産可能となり、持続的に発展していくことができるよう、積極的な施策の展開を図ってまいります。</p> <p>(知事)</p> <p>次に、国会決議についてであります。国は、道や農業団体等がこれまで要請してきた「再生産可能」となる対策を恒久化するための法制化や、対策に必要な財源の基金等による安定確保などを概ね盛り込んだ「総合的なTPP関連政策大綱」を昨年11月に決定をし、これに基づき、この度、平成27年度補正予算においてTPP関連予算を措置したところでもあります。</p> <p>TPP協定の合意の内容は、農林水産業について、協定の発効後、影響が相当の長期に及ぶわけでありますので、引き続き、大綱に掲げられた内容について継続的に予算が確保されるとともに、法制化などが確実に実行される必要があると考えるところであり、国会決議に関しては、こうした将来にわたる取組と併せて、議論がなされるものと考えるところであります。</p> <p>(山谷副知事)</p> <p>TPPなどについてお答えをいたします。</p> <p>まず、TPPの影響に対する懸念などについてであります。TPP協定の合意内容については、国からは、保険制度や医療制度については、変更は行われぬこと、また、食の安全・安心の確保に関しては、残留農薬、食品添加物の基準、遺伝子組換え食品等の安全性審査や表示を含め、日本の食の安全・安心に関する制度変更はないとの説明がされているところでもあります。</p>

質 問	答 弁
<p>でも、膨大な合意内容には多くの疑問や不安が隠れています。今後の再交渉のあり方にも疑問や不安がありますが、国は心配ないとするばかりです。医療制度や食の安全安心の確保などについて、疑問や不安は生じないのでしょうか。国にしっかりとした情報の公開、説明を求めるべきではありませんか。知事の所見を伺います。</p> <p>(五) 道内での経済効果や影響の試算について</p> <p>道は、TPPが発効した場合の道内の農林水産物への影響を試算したとしています。道の今回の試算では、国と同様に、生産量は維持できるとの前提で、コメや小豆、インゲンなどの影響額はゼロとしています。しかし、こうした試算は、農業関係者等からは、まったく信じられておりません。</p> <p>全国ベースの数字を操作して押し切ろうとする国の手法は、地域では全く通用しないものです。そうしたものであるにも関わらず、生産額が402億円から598億円減少するとの試算を公表せざるを得ませんでした。国は国内の一次産業への影響は、限定的としてきたのですが、小麦は約68%、砂糖は約83%、でん粉原料作物に至っては100%が北海道産で占められていることを反映した影響額であり、牛乳乳製品では、最大で258億円の減少、漁業でも「ほたて」や「さけ・ます類」も大きな影響が及ぼされると試算されています。わが会派は、全国で見れば、限定的な影響でも業種や地域によっては甚大で壊滅的な影響が出かねないと指摘してきましたが、この極めて不十分な試算だけでも影響は大きいことが明らかです。知事は、今回の道の影響試算を、どのように認識しているのかを伺います。</p> <p>(六) 道の対策について</p> <p>影響額も不確かなのに、対策費は動き出しています。但し、何のことはない、既存の事業をかき集めて対策は打ったと言っているだけではありませんか。道も、冒頭提案された補正予算と、新年度予算案、合わせて1,075億円の対策費を組んだという数字を一人歩きさせています。こちらも、既存事業を寄せ集めたものにししか見えないのですが、そのTPP関連予算額の中に、新規事業はいかほどあり、道単独事業はいくら組まれているのかを伺います。</p> <p>二次産業、三次産業へのTPPの影響について、道は昨年の1回目の中間とりまとめで、一次産業とは対照的にプラスの効果を強調していたわけですが、本道経済を絶対的、総合的にみてTPPは将来的に大きなメリットとなるのか知事の所見を伺います。</p> <p>(七) 二次産業、三次産業への影響について</p> <p>二次産業、三次産業へのTPPの影響について、道は昨年の1回目の中間とりまとめで、一次産業とは対照的にプラスの効果を強調していたわけですが、本道経済を全体的・総合的に見て、TPPは将来的に大きなメリットとなるのか、知事の所見を伺います。</p>	<p>TPP協定は、長期間にわたる取組でありますことから、関係団体とも連携を図りながら、その影響について、継続的に把握をするとともに、必要に応じ、国に対し丁寧な説明を求めていくなど、適切に対応してまいります。</p> <p>(知事)</p> <p>次に、協定に伴う本道への影響についてであります。農林水産物の生産額への影響の中間とりまとめにおいては、農業では、輸入品と競合する牛乳乳製品や牛肉が、水産業では、本道での生産量が多い「ほたて」、「さけ・ます類」や「たら」が、全国の生産減少額に占める本道の減少額の割合が高くなっているところでありますが、それぞれの品目の全道の総生産額に占める減少額の割合は、それぞれ約1割となっているところであります。</p> <p>道といたしましては、農林水産業が持続的に発展していけるよう、生産基盤の整備や新技術の開発・導入などによる生産性の向上、多様な担い手の育成や確保、6次産業化などに積極的に取り組んでいくため、平成27年度補正予算及び28年度当初予算案において、TPP関連予算を計上をいたしたところであります。</p> <p>(山谷副知事)</p> <p>次に、道のTPP関連対策予算についてであります。TPP関連予算として計上した76事業、合計約1,075億円のうち、新規事業については、道が要請した国の対策を踏まえ、補正予算分として、強い農業づくりや日本海漁業振興緊急対策など、13事業、約43億円、また、当初予算分として、産地パワーアップ事業や合板・製材生産性強化対策事業など、32事業、約158億円、合計45事業、約201億円を計上しているところであります。</p> <p>また、当初予算に計上した、通称パワーアップ事業や未来につなぐ森づくり推進事業など、道費単独事業は、合計21事業、約23億円となっております。</p> <p>(辻副知事)</p> <p>二次・三次産業に関するTPP協定の本道経済への影響についてであります。道では、TPP協定の大筋合意を受け、道内企業へのヒアリングやアンケート調査を実施したところであり、企業からは、安価な輸入品との競争の激化や調達先の減少・不安定化などが懸念される一方、輸出の増加や原材料調達コストの削減などへの期待の声があったところでございます。</p> <p>道といたしましては、引き続き、本道産業への影響の把握に努めながら、マイナスの影響を懸念する中小企業に対しましては、経営・金融に関する相談にきめ細やかに対応するとともに、プラスの効果の拡大につきましては、輸出の促進、生産性の向上を図るなど、経済の好循環の動きを加速し、本道経済の活性化に繋げてまいりたいと考えております。</p>

質 問	答 弁
<p>三 行財政運営、新年度予算について</p> <p>(一) 政府予算案について</p> <p>次に、行財政運営、新年度予算について伺います。</p> <p>国の借金は一千兆円を超えているというのに、安倍政権は「ばらまき」を続けています。</p> <p>第一には、低所得者への3万円の臨時給付金です。安倍首相は、「経済の下支えのため」と強調していますが、先行き不安の中では消費には回りにくく、景気を押し上げることに繋がりません。第二には、大企業に有利な法人税の減税です。首相はアベノミクスの成果で企業業績が上向き、税収が伸びたとしていますが、2016年度の税収見込みは消費税率分を除くとリーマンショック前の2007年度決算と変わらないのであります。三つ目は、先ほどから申し述べているTPPに関わる対策です。農林水産予算は前年並みですが、農業農村整備事業費を増やす手法は、成果が見えにくいものです。</p> <p>人口は減り続け、この先、大きな税収増は期待しにくいと考えます。税負担の中心層である生産年齢人口も1995年をピークに減少を続け、2012年以降は減少に拍車がかかっています。</p> <p>こうした中で、過去最大の予算を組み、経済対策と称して大盤振る舞いを行う政府予算案に対する所感を伺います。</p> <p>(二) 新年度予算について</p> <p>1 財政運営の課題について</p> <p>次に、道予算についてです。</p> <p>直轄事業負担金の一部の計上を見送り、年度末にはつじつまを合わせる手法での、当初予算の赤字編成が9年間続けられてきましたが、新年度予算案は、赤字編成からやっと脱却したとしているわけです。</p> <p>財政運営の厳しさは何ら変わるわけではないと考えますが、予算案と同時に策定されてきている「行財政運営方針案」は、今後、5年間の財政運営について、「これまで同様の取り組みを継続すれば、何とかかなりそうだ。」といった趣旨です。これといった数値目標がなく、「何とかなる」という楽観だけを並べ、財政規律に緩みを感じさせるのは、先ほど指摘した国の予算編成と同様です。</p> <p>やっと減少しはじめたものの、5兆8千億円を超える道債残高、事実上からつばが長く財政調整基金、大量の積み立て見送りが続く減債基金など、財政運営が多くの課題を抱え込んでいる中で、知事は、当面、優先して解決すべきは何だと考えているのか、伺います。</p> <p>2 「15ヶ月予算」について</p> <p>新年度予算案の報道の中で、「15ヶ月予算」との表現が散見される。</p> <p>国が公共事業による景気対策を前面に出した大型補正を連発した時期に言われ出して以来、いつの間にか「15ヶ月予算」という言い方が当たり前になってきています。</p> <p>道予算案を報じる新聞でも、「15年度補正予算と16年度当初予算を合わせて一体で執行する15ヶ月予算は2兆9,100億円程度で、前年度と比較すると2%の増」との表現がありましたが、これは、知事以下がそのように伝えたからだと思えます。</p> <p>予算は単年度主義が基本です。15ヶ月予算の翌年度が9ヶ月予算になるわけでもありません。財政執行にあたる知事は、こうした予算本来のあり方を十分認識して処するべきではありませんか。TPP関連予算もそうなのですが、年度をまたぐ予算編成、予算執行は国民・道民にとって目くらましの数字ともなります。</p> <p>15ヶ月予算の恒常化について、知事の認識を伺います。</p>	<p>(知事)</p> <p>次に、新年度予算などに関し、まず平成28年度予算政府案についてであります。TPP合意を踏まえた農林水産業の競争力の強化対策などが措置された補正予算に続き、国においては、未だ厳しい地方経済の状況も勘案をし、個人消費の回復などデフレ脱却や経済再生のための政策をはじめ、少子化対策や介護人材の育成など地方創生を後押しする政策について所要の予算が盛り込まれたものと認識をするところであります。</p> <p>私といたしましては、こうした予算は、最重要課題である人口減少問題や、TPPへの対応など、これまで経済界や市長会、町村会といった道内関係団体とともに要請を重ねてきたもので、いずれも本道が直面する喫緊の課題に対応したものと考えるところであり、これらを最大限に活用し、新年度からスタートする「新たな総合計画」や、「創生総合戦略」に掲げた重点プロジェクトに総力を挙げて取り組み、北海道創生を加速化してまいり所存であります。</p> <p>(知事)</p> <p>今後の財政運営についてであります。新年度以降も引き続き、収支不足が生じる見通しにあることに加え、減債基金への積立留保額が多額にのぼり、また、財政調整基金がほぼ枯渇した状態にあることなど、道財政はなお厳しい状況にあると認識をいたしております。</p> <p>このため、この度お示しした「行財政運営方針案」においては、歳出削減や歳入確保などの取組により、平成33年度において収支均衡の財政運営を目指すとともに、実質公債費比率については、新規道債発行の抑制や減債基金への積戻しを行うことなどにより、5年間の計画期間中は、27年度の水準を上回らないよう比率の改善に取り組むことといたしたところであります。</p> <p>また、中長期的には、災害時の対応などに備えるための財政調整基金の確保と、特定目的基金の運用等の見直しを図ることといたしているところであります。</p> <p>(知事)</p> <p>予算の編成等についてであります。国では、その時々々の経済・雇用情勢などに鑑み、毎年度の補正予算で、公共事業の前倒しや国民生活の安全・安心の確保などといった対策を講じてきており、道としても、これに呼応し、端境期における道内中小企業者の受注機会の確保や道民生活を支えるために必要な施策について、補正予算で措置をしてきているところであります。</p> <p>この度の国の補正予算は、地方創生加速化交付金やさけ・ます流し網漁禁止対策など、必要性・緊急性の高い施策が盛り込まれており、道といたしましても、必要な予算措置を講じたところであります。</p> <p>また、こうした補正予算については、その大部分が新年度予算と一体的に執行されることから、道予算の発表にあたっては、28年度の当初予算規模のほか、国補正分を合算した予算規模についても、あわせてお示しをしたところであります。</p>

質 問	答 弁
<p>(三)「マイナス金利」について</p> <p>いわゆる、「アベノミクス」は、株価の上昇ばかりを数値目標とする異様な経済政策です。物価上昇誘導、円安誘導などによって、株価の上昇を図ってきましたが、それがうまく進まず、黒田日銀総裁が放った手段は「マイナス金利」です。</p> <p>この乱暴とも言える手法によって確実に低金利化が進み、今後、地方自治体においても、基金運用益や起債の金利への影響が生じることが想定されます。基金運用益の減少は政策的な財源の減少につながり、起債金利の低下は利払いの減少といった形で影響が現れてくると考えますが、知事は、道財政にマイナス金利政策の影響が、どのように生じると捉えているのかを伺います。マイナス金利施策は、長期的な安定資産とされてきた債権市場に影響を生じさせています。金利の低下によって投資家の選択が、より厳しくなっており、巨額発行が続く道債への影響についての所見を併せて伺います。</p> <p>四 人口減少対策、地域振興対策について</p> <p>(一) 国勢調査結果について</p> <p>2月17日に、2015年分の国勢調査の道内分速報が公表され、道内総人口は、5年前に比べ、約12万3千人も少ない538万3,579人でした。国勢調査での最大人口だった1995年と比べると、20年間で約31万人も減っています。</p> <p>この結果について知事は、「減少幅を出来る限り抑制し、安心して住み続けられる地域社会を作ることが大切」とコメントしていますが、人口減少の加速は、知事の3期12年の施策が効果を上げなかったことの反映です。</p> <p>今回の国勢調査結果に対する知事の認識と、これまで効果的な施策を講じられなかったことへの知事の責任についての所感を伺います。</p> <p>(二) 地方創生総合戦略事業について</p> <p>1 道の戦略について</p> <p>一昨年に公表された、増田元総務大臣らの提言に端を発して、人口減少が2040年問題として、国、地方自治体の最重要課題に位置づけられ、自治体には地方創生総合戦略の策定が求められています。</p> <p>道の総合戦略は、2040年問題への対応にどのような効果をもたらすように作成されているのか伺います。</p> <p>2 道と市町村の戦略のリンクについて</p> <p>今回の国勢調査で道内で一番減少数が大きかった函館市は、人口減への対策は、観光などによる交流人口でフォローするとして、観光施策、福祉施策などに力点を置き始めるなど、各自治体が苦勞しながら取り組んでおります。</p> <p>道と市町村の総合戦略は3月までに作成されることになっており、すでに、各自治体の計画は出そろったと思っておりますが、</p>	<p>(辻副知事)</p> <p>マイナス金利の道財政への影響についてであります。日銀のマイナス金利政策の導入発表以降、金融機関の預金金利の引き下げにより基金や歳計現金などの運用益が減少する一方で、道債発行の基準となる国債金利が低下することにより、道債に係る支払利息の軽減が想定されるところでございます。</p> <p>道債の発行金利につきましては、2月5日に条件決定した10年債の利率が年0.22%と、過去最低となったものの、これまで同様、予約で完売する引受金融機関がみられるなど、投資家への販売には、特段の影響はなかったところでございます。</p> <p>道といたしましては、引き続き、金融機関との意見交換などを通じ、国債金利など債券市場の動向を注視しつつ、安定的な道債発行に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>(知事)</p> <p>まず、国勢調査の結果についてであります。我が国全体が、2008年には人口減少の局面に入っていることはかねてから指摘されているところでありますが、本道は、それよりも約10年早く、少子・高齢化が進むとされていたところであります。</p> <p>このため、道では、少子化への取組をはじめ、地域経済の活性化による雇用の場の確保、地域づくりに向けた各般の施策を展開してきており、こうした取組の進捗状況や課題の検討も踏まえて、総合戦略を策定いたしましたところであります。</p> <p>この度の調査で、本道の人口は、約538万人となっており、先般取りまとめた「北海道人口ビジョン」の見通しとほぼ同水準となっているところでありますが、私といたしましては、今回の結果を危機意識をもって受けとめたところであり、人口減少の進行を抑制するための施策に総力を挙げて取り組み、道民の皆様方が将来にわたり安心して暮らし続けられる地域社会をつくっていくことが重要と改めて強く感じているところであります。</p> <p>(知事)</p> <p>次に、北海道創生総合戦略についてであります。道では、人口減少問題への的確な対応を図るため、2040年を見据えた将来の姿を示す「北海道人口ビジョン」と、その将来展望に基づき、今後5か年の政策目標や施策の基本的方向などを具体化した総合戦略を策定いたしましたところであります。</p> <p>ビジョンで示した「2040年に460万人程度の人口を維持する」という展望を道民の皆様方と共有しながら、産学官などの多様な主体との連携のもと、戦略に掲げた重点戦略プロジェクトを中心に政策資源を集中的に投入することにより、人口減少をできる限り抑制し、地域の活力を維持できるよう私が先頭に立って、オール北海道の体制で取組を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>(山谷副知事)</p> <p>道と市町村の地方創生総合戦略についてであります。人口減少問題への対応に当たっては、各市町村における取組に加え、より広域の連携や北海道全体による取組を効果的に組み合わせる必要があります。総合戦略の推進にあたりましては、道と各市町村の緊密な連携が不可欠であります。</p> <p>このため、新年度より、各地域において、振興局を中心に</p>

質 問	答 弁
<p>市町村や振興局単位での住民の奪い合いでは道民は増えてまいりません。全道的な視野で、出生率を上げ、道外への流出を食い止め、道外からの流入や交流人口の増加が求められているのです。市町村戦略と道戦略をどうリンクさせて行くのかを伺います。</p> <p>3 施策の重点化について</p> <p>今後は、「まち」、「ひと」、「しごと」といった、北海道創生総合戦略に掲げられた項目にそって施策が講じられていくとしています。それぞれに必要な施策ですが、社会増と自然増を同時に解決しようとするために、施策が総花的な小粒なものばかりになっています。</p> <p>社会減を抑制し自然増を図るために効果があるのは、子どもから若年層への施策を重点化し集中的な財政投資が必要と考えるが、施策の重点化についての知事の見解を伺います。</p> <p>五 エネルギー政策について</p> <p>(一) 電源比率について</p> <p>国の長期エネルギー政策では2030年度の電源比率での原発依存度を20%から22%と見込んでいます。今年1月の参議院予算委員会で林経済産業大臣は、「原発の新増設やリプレースは想定していない」との考えを示したが、そうだとすれば、この原発依存度を維持するには、「40年で廃炉」と定めた既存原発の原則運転期間を超え、例外的に運転期間延長を認める「60年廃炉」が常態化されることとなります。</p> <p>東電福島原発事故に鑑みて、この依存度は果たして、今の日本にとって必要な数字、適正な数字なのでしょうか、知事の所感を伺います。</p> <p>(二) 泊原発について</p> <p>1 原発の必要性について</p> <p>北電泊原発1号機が運転開始した1989年以降だけでも、北海道では、釧路沖、南西沖、東方沖、十勝沖を震源に震度6の地震が観測されています。全国的には、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震、東日本大震災が発生。まさに我が国は、世界有数の地震大国であります。</p> <p>にも関わらず、この狭い国土の中に営業運転可能な原発が43基あり、さらに建設中が「もんじゅ」や大間など4基、計画が8基あるのです。</p> <p>極めて不安定な国土の上に、本当に原発は必要なのか、また、北海道において原発は必要不可欠なものとお考えなのか、知事の認識を伺います。</p> <p>2 規制基準について</p> <p>福島第一原発の事故後、新たな審査基準が作られました。安倍総理は「世界で最も厳しい基準だ」と喧伝しているわけですが、厳しい基準かどうかの検証はされておらず、その根拠についても具体的に説明されておられません。</p>	<p>道と市町村がそれぞれの総合戦略に基づき連携を強化しながら、道外からの移住・定住の促進や交流人口の増加、若年層の地元定着の促進、さらには、子育てと仕事の両立支援などの施策に取り組むこととしているところであり、こうした地域における取組と全道一円で取り組む施策との効果的な連携を図っていくなど、道と市町村の戦略の一体的な推進に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>(知事)</p> <p>次に、施策の重点化についてであります。本道の人口減少は、自然減と社会減がともに大きな要因となっており、こうした課題の克服に向けては、総合的な少子化対策による出生率の向上を図るとともに、転出の割合が高い若年層の道外流出を抑制することなどが重要と認識をいたします。</p> <p>このため、新年度においては、北海道創生加速化事業として子育て世代や若年層への施策の重点化を図ったところであり、結婚、出産、子育て等のライフステージに応じた切れ目のない施策の展開とともに、振興局が中心となって、地域への定着を促すために若年者等の就業促進や雇用の場づくりなどの取組を新たに進めていくこととしたところであります。</p> <p>道といたしましては、総合戦略に掲げる重点プロジェクトに含まれるこうした施策に対して、政策資源を集中的に投入し、暮らしと経済の両面から持続可能な地域社会の実現を図ってまいりたいと考えております。</p> <p>(知事)</p> <p>電源構成についてであります。国の「エネルギー基本計画」においては、原発依存度について、省エネルギー・再生可能エネルギーの導入や火力発電所の効率化などにより、「可能な限り低減させる」としているところであります。</p> <p>暮らしと経済の基盤である電力については、社会経済の変化への柔軟な対応が図られるよう、安全性、安定供給、経済効率性、環境適合性を基本的視点としながら、天然ガスなど環境負荷が低く、経済性に優れたエネルギーや本道が高いポテンシャルを有する新エネルギーなど、様々な電源の特性を活かされた多様な構成とすることが必要と考えるところであります。</p> <p>(知事)</p> <p>原子力発電についてであります。国は、「エネルギー基本計画」において、原子力は、安全性の確保を大前提に、エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源と位置づけられており、原発の安全性やエネルギー政策上の必要性などについては、国が責任をもって説明すべきと考えているところであります。</p> <p>私としては、電力は多様な構成とする必要があると考えているところであり、「省エネ・新エネ促進条例」の趣旨を踏まえ、将来、原発に依存しない北海道を目指した取組を進めていくことが必要と考えているところであり、本道に豊富に賦存する新エネルギーの導入促進などに、積極的に取り組んでいく所存であります。</p> <p>(荒川副知事)</p> <p>規制基準についてであります。新たな規制基準は、独立性の高い組織として設けられた原子力規制委員会において、福島原発事故を踏まえ、地震・津波に対する対策の強化や新たにシビアアクシデント対策を義務付けるなど、現時点にお</p>

質 問	答 弁
<p>知事も、「福島原発事故の教訓を踏まえ策定した厳格な規制基準」と述べ、国の認識をそのまま丸写ししているにすぎないのです。</p> <p>知事が、厳格な規制基準と認めるに足る根拠を示していただきたいと思います。</p> <p>3 再稼働における「同意」について</p> <p>法的条件とはなっていませんが、国は、再稼働に当たって当該自治体の承認を再稼働の大義にしています。「事故が起きた場合、国が責任を持つとされてはいますが、事故があった場合には、了解した知事の責任が問われることになります。</p> <p>知事はこれまで、「道民が納得する説明を国に求める。」としてきていますが、再稼働を了解した場合、万が一の事故時における知事の責任について伺います。</p> <p>4 原子力安全アドバイザーについて</p> <p>先に、道が設置した、地震・耐震・原子炉などの専門家による、原発の安全対策に係る原子力安全アドバイザーは、基準及び基準への適合性について評価・検証するものではないようです。</p> <p>つまり規制委員会の評価等については一切関与しないということになります。</p> <p>審査基準の根拠が未だ十分に説明されていないにも関わらず、北電から提出された資料は、規制委員会が評価しているのだから大丈夫ということ、単に追認するだけの組織であるならば、わざわざ設置する意義がどこにあるのか疑問です。ましてや、アドバイザーに道が求めるのは、難解な用語を平易にするものだと言うことであれば、設置の意義にすら疑問は生じるのです。</p> <p>規制委員会の田中委員長が、「審査が安全を保証するものではない」と言っているのですから、さらに安全を積み上げていくためには、専門家の知見を通じて、疑問点等を解明していくことこそが重要であり、そうした意味で実効性ある専門家の関与が必要です。</p> <p>アドバイザーの目的、あり方などを今一度、見直すべきと考えますが、知事の所感を伺います。</p> <p>(三) 高レベル放射性廃棄物の最終処分について</p> <p>1 最終処分地選定について</p> <p>(1) 処分地選定調査に対する道の姿勢について</p> <p>先に、朝日新聞社が、特定放射性廃棄物の最終処分に関する都道府県へのアンケート調査を実施しました。法に基づく処分地選定調査、つまり文献調査、概要調査、精密調査の受け入れについて、原発立地県で、明確に「受け入れない」と回答したのは福島県、石川県、福井県の三県。道は、「その他」に回答し、記述欄には「条例を遵守しなければならない」</p>	<p>ける最新の知見を反映したものであると受け止めているところでございます。</p> <p>また、本年1月、IAEAにおいて、日本の原子力安全や放射線防護に関する規制や取組について調査を行い、その結果、規制委員会の独立性や透明性について、さらには、規制の枠組みに、福島原発事故の教訓を迅速かつ実効的に反映させたとの評価を受けたところと承知しております。</p> <p>さらに、道といたしましては、原発の安全の追求に終わりはないものと考えておまして、今後新たに得られる知見につましても、いわゆるバックフィット制度により取り入れていくなど、不断の取組がなされることが重要と考えております。</p> <p>(知事)</p> <p>原発の安全性についてであります。国においては、エネルギー基本計画において、原子力規制委員会で新たな規制基準に適合すると認められた原発については、その判断を尊重し、再稼働を進め、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう取り組むとしているところであり、万が一、災害になるような事態が生じた場合には、国民の生命、身体や財産を守ることは、政府の重大な責務として、責任を持って対処するとしているところであります。</p> <p>再稼働に関し、地元理解などに関する法的な定めはない訳であります。私といたしましては、原発は何よりも安全性の確保が最優先であり、道民の安全を守る知事として、国や事業者に対し、その責任において安全対策に万全を期すよう、今後とも強く求めるとともに、原子力防災対策については、その充実・強化に不断に取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>(荒川副知事)</p> <p>原子力安全アドバイザーについてであります。原発の安全確保につきましては、国の規制責任と事業者の保安責任という基本的な枠組みの中で行われてきており、原子力規制委員会において、最新の知見を反映した基準に基づく厳正な審査が行われることが重要と認識しております。</p> <p>この度就任いただいたアドバイザーの方々には、専門的で難解な用語が多い原発の安全対策について、事業者や国からの説明などに際し、住民の方々などにとってより丁寧で分かりやすい説明となるよう道に対して専門的な観点から助言をいただくこととしたところでございます。</p> <p>(辻副知事)</p> <p>道の対応についてであります。道では、平成12年に制定した「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」において、「特定放射性廃棄物の持込みは慎重に対処すべきであり、受け入れ難い」ことを宣言していることから、道としては、この条例を遵守しなければならないとの趣旨で、アンケートの回答を行ったところです。</p>

質 問	答 弁
<p>と記載したと承知しています。</p> <p>「条例を遵守しなければならない」ということは、「受け入れない」と言うことではないのか、なぜ明確に「受け入れない」と回答しなかったのかの理由を伺います。</p> <p>(2) 自治体への文献調査要請について</p> <p>処分地施設建設地の選定は、「文献」「概要」「精密」の三段階の調査を経て行われますが、それぞれの調査段階で、調査結果が公開され、その結果に対して、知事や市町村長の意見が求められるとされています。知事らがその結果に対して不適格もしくは反対の意見を表明すれば、調査の次の段階に進まないと言われてはいますが、調査の断念、白紙とはしていないために、文献調査に入ることが、将来的な最終処分施設の建設につながることで懸念されています。仮に、国から自治体に文献調査の要請が行われた場合、道は、当該自治体に、どのような助言を行うのか見解を伺います。</p> <p>2 再稼働の根拠について</p> <p>廃棄物処理法における産業廃棄物処分業の許可は、処分に適した産業廃棄物の焼却や破砕施設等を有していること、産業廃棄物の埋立処分を業としている場合には、埋立処分に適した最終処分場を有していることが許可の基準です。</p> <p>では、原発の場合は、ゴミの捨て場、つまり高レベル放射性廃棄物の最終処分場が、どこなのか決まっていらないのに、なぜ原発を動かすことができるのか、再稼働ができるのか、知事の見解を伺います。</p> <p>六 経済について</p> <p>(一) 小規模企業振興条例案について</p> <p>次に経済政策についてです。</p> <p>定例会に、小規模企業振興条例案が提案されています。</p> <p>一昨年に制定された小規模企業振興基本法では基本原則や地方公共団体の責務が明記されているのですから、それに基づく施策を計画・実施すればよいようにも思いますが、なぜ、いまあらためて本条例案を提案するのか、その意義について知事の所見を伺うとともに、この条例で小規模企業振興が従前とどのように変化するのか併せて伺います。</p> <p>(二) 観光振興について</p> <p>1 外国人観光客300万人プロジェクトについて</p> <p>次に観光振興についてです。</p> <p>昨年の道内への外国人観光客の入り込みが過去最高の200万人を超えたそうです。これには各方面の不断の努力もありますが、急激に進んだ、円安によるところが大きいことは、わが会派としても幾度となく指摘してきたところです。</p> <p>ここにきて、アベノミクスの終焉がはっきりと見えてきましたが、これによって道の観光対応も岐路に立たされるのだと考えます。外国人観光客を迎え入れるための体制づくりの強化拡大をさらに継続するのか、あるいは、受入体制は、一定程度に抑えるべきなのかとの選択を迫られる分かれ道で</p>	<p>(知事)</p> <p>いわゆる文献調査についてであります、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に基づく文献調査については、市町村からの公募によるほか、国からの申し入れを受諾した市町村においても、行うこととされているところであります。</p> <p>道では、平成12年に制定した「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」において、「特定放射性廃棄物の持ち込みは慎重に対処すべきであり、受け入れ難い」ことを宣言しているところであります。</p> <p>道としては、市町村においても、文献調査を含め、この条例を遵守することが必要であると考えているところであり、その趣旨について理解がなされるよう努めてまいる考えです。</p> <p>(知事)</p> <p>高レベル放射性廃棄物についてであります、「エネルギー基本計画」においては、廃棄物を発生させた現世代の責任として、将来世代に負担を先送りしないよう、「国が前面に立って最終処分に向けた取組を進める」としているところであり、私としては、この考え方に基づいて取り組むべき課題であると認識しています。</p> <p>また、原発は何よりも安全性の確保が最優先であり、その安全性やエネルギー政策上の必要性などについては、国が責任をもって説明すべきと考えているところです。</p> <p>(知事)</p> <p>経済政策に関し、まず小規模企業振興条例についてであります、人口減少に伴う需要の減退や近年における後継者不足による休業の増加などにより、地域経済の活力低下が懸念される中、本道においては、地域の経済と雇用を支える小規模企業の事業活動の継続が、喫緊の課題となっているところであり、今般、「経営体質の強化」や「円滑な事業承継」「創業等の促進」を施策の基本方針とする条例を制定しようとするものであります。</p> <p>道としては、今後この条例の基本方針に沿って施策の展開に努めるとともに、これらを支える取組として、地域における支援体制の整備や金融機関と連携した円滑な資金供給を図るなど、小規模企業振興基本法に基づく国の施策とも連携しながら、地域経済の持続的な活性化に向けて、小規模企業の振興に取り組んでまいる考えであります。</p> <p>(知事)</p> <p>外国人観光客の受入れについてであります、金融情勢など観光をめぐるさまざまな環境変化がある中、より多くの外国人観光客の皆様にご来道いただくためには、道央圏に集中しがちな観光客の道内各地域への誘導や季節的な偏在の平準化を進めて行くことが重要であります。</p> <p>このため、道といたしましては、世界の観光市場の動向や、多様化する外国人観光客のニーズなど、その時々々の情勢変化に的確に対応しながら、誘致対象国への効果的なプロモーションとともに地域ならではの新たな観光メニューの創出や、広域観光周遊ルートの形成による滞在交流型の観光地づく</p>

質 問	答 弁
<p>す。今後の外国人観光客の受け入れについての所見を知事に伺います。</p> <p>2 今後の観光振興対策について</p> <p>観光振興策は、急増する中国人観光客を中心とする外国人の受入に追われてきていますが、これによって国内旅行者の減少を招きかねない面も出て来ております。関係業界は、宿泊施設やバスの確保、空港の能力増等を早急に進めるよう求めています。今後の観光振興で、優先すべき事項とそれへの対応の考え方についてお伺いします。</p> <p>七 福祉・医療施策について</p> <p>(一) 子どもの貧困対策について</p> <p>1 北海道の独自調査について</p> <p>1月末に、沖縄県が「沖縄子ども調査」の中間報告を発表しましたが、同県の子どもの貧困率は、先進国の中でも高いとされる我が国全体の16.3%の2倍近い29.9%と極めて厳しい推定でした。家賃、給食費などの滞納や電気や水道などのライフラインの停止、日々の食事にも事欠き、命さえも脅かされるといった深刻な状況が、私たちのすぐ隣にあることを、この調査は教えてくれています。</p> <p>また、山形大学の戸室健作准教授は、総務省の就業構造基本調査を使って、「子どもの貧困率」を独自調査し公表しましたが、それによれば、2012年の子どもの貧困率の全国平均は13.8%で、北海道は都道府県で5番目に高い19.7%とのことで5人に1人が貧困ということがわかりました。</p> <p>道は、昨年12月、向こう5年間の「北海道子どもの貧困対策推進計画」を策定しましたが、この計画では、生活保護世帯やひとり親家庭の現状などは記述されているものの、子どもたちが置かれている現状までは見えてきておりません。</p> <p>子どもの貧困調査は、国民生活基礎調査の一環として実施され、都道府県ごとに数値は公表されておらず、道も、都道府県別の貧困率が公表されていない、技術的に難しいなどを理由にして、子どもの貧困実態を深掘りした調査を行っておりません。</p> <p>実態が分からなければ、実効性ある対策は打ちようがないはずであります。子どもの貧困を社会全体の問題として取り上げるためにも、道は、独自の調査を実施し、貧困の実態を「見える」ようにすべきです。道として独自調査を実施すべきと考えますが、知事の所見を伺います。</p> <p>2 貧困対策について</p> <p>沖縄県は、調査で出てきた課題の優先度に基づいての推進計画をまとめ、具体的な改善策を強化するとしています。一方、道の計画は、成長段階に応じた施策を展開するとし</p>	<p>り、空港機能の強化や多言語に対応できる人材の育成といった受入体制の整備など、必要なハード・ソフト両面からの取組を促進をし、世界が憧れる観光立国北海道の実現を目指してまいる考えであります。</p> <p>(知事)</p> <p>今後の観光振興策についてであります。本道を訪れる外国人観光客が、初めて150万人を超えるなど急増しておりますことから、新千歳空港がC I Q手続きで混雑したほか、観光繁忙期において、一部地域で宿泊施設の予約が困難となり、貸切バス運転手といった観光人材の不足が顕在化するなど、観光客の受入体制にさまざまな課題が生じておりますことから、新たに組織をした、観光関係者による北海道ブロック連絡会や庁内横断的なプロジェクトチームにおいて検討し、具体的な対策に連携して取り組んでいるところであります。</p> <p>道といたしましては、来年度、早急に対応が求められる、バス運転手など観光関連従事者の養成や、ホテル等への観光投資の促進を図るほか、間近に控える北海道新幹線の開業効果を最大限活かし、道外観光客の着実な誘客を図るなどして、本道を訪れる国内外の観光客の皆様にご満足いただけるよう、官民一体となって、受入体制の充実に取り組んでまいる考えであります。</p> <p>(知事)</p> <p>子どもの貧困の実態把握についてであります。道では、平成27年度から5か年を期間とする「子どもの貧困対策推進計画」を昨年12月に策定したところであり、この策定に当たっては、様々な困難や課題を抱える子どもたちの実態を詳細に把握するため、当事者であった方々をはじめ、子どもの学習支援や居場所づくりの支援を行う団体、有識者、児童委員などから、貧困の実態や支援内容などを伺ってきているところであります。</p> <p>本計画には、これらの調査を通じて把握した、地域で孤立しやすく、相談に結びつきにくい子どもたちの状況を踏まえ、めざす姿や必要な施策を盛り込んだところであり、今後、引き続き、市町村や福祉事務所などにおける相談事例を集積するとともに、支援団体などの関係者と連携を密にしながら、子どもの貧困の実態把握に努め、本計画に基づき、子どもたちへの支援に取り組んでまいる考えであります。</p> <p>(知事)</p> <p>子どもの貧困対策の推進についてであります。このたび策定した計画では、教育、生活、保護者に対する就労及び経済的支援等の施策を、全庁一丸となって推進することとし、</p>

質 問	答 弁
<p>て、進学率や就業率の目標値を掲げてはいますが、達成時期や、達成のためにどのような政策や資金を投入しようとしているのかが見えず、計画全体が総花的と言わざるを得ません。予算措置も、多くが既存事業を持ち込んだだけのものであり、従来の事業で対応できるなら、わざわざ推進計画を策定する必要はありません。知事は、「北海道子どもの貧困対策推進計画」で、どのような成果が期待できると考えるのかを伺うとともに、独自調査を実施して、そこで浮き彫りになった様々な課題を十分に加味して計画を見直すべきと考えますが、認識を伺います。</p> <p>(二) 診療報酬の改定について</p> <p>1 病院経営への影響について</p> <p>先に、2016年度の診療報酬は、0.84%の引き下げと決定されました。2002年以降のマイナス改定は「医療崩壊」と呼ばれるような地域医療の危機を招いてまいりました。今回のマイナス改定で道立病院をはじめとする公立病院経営にとって、どう影響すると想定するのかを伺います。また、現政権は社会保障関係費を抑制する方向性を打ち出していますが、こうした診療報酬の抑制的な傾向が続いた場合、今後の道立病院の経営への影響の見通しを併せて伺います。</p> <p>2 「かかりつけ薬局」について</p> <p>今次の改定では、薬局や医薬品価格に対する改定のあり方が特徴的です。</p> <p>例えば、「かかりつけ薬局」加算は、重複した処方や薬の飲み合わせによる事故を防ぐという意味において有効と考えますが、果たして、過疎化が進む地域であっても、こういった薬局が、地域に適正に配置されるのかが心配です。道民の医薬品アクセスの状況をどう把握し、「かかりつけ薬局」の道内展開を図るのかお伺いします。</p> <p>3 地域医療の提供体制について</p> <p>診療報酬のマイナス改定によって、医療機関の経営、とりわけ、地域の医療を担う地方公営病院の経営を一段と圧迫することが懸念されます。総務省の「新公立病院改革ガイドライン」は、数値的な要請も含め、病院経営に高いハードルを設定していると指摘されてきましたが、この間の交付税措置のあり方、診療報酬の改定などを見ると国が、地方の公立病院を淘汰しようとしているとの印象をぬぐえません。命を守るために医療の提供は、過疎地やへき地であっても免れるものではなく、高齢化が進む地域ではなおさらのことであって、不採算地域だからこそ公的セクターが、最後の砦として支えているのが現実であります。国が、医療にも新自由主義的な採算性、効率性をますます持ち込もうとする中、いわゆる不採算地域での医療提供体制を守るうえで道立病院の位置付け</p>	<p>新年度においては、新たに、子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりのほか、ひとり親の就労や、児童養護施設退所者等の自立に向けた支援にも取り組むこととしているところであります。</p> <p>今後は、本計画に基づき、当事者であった方々、有識者や支援を行う団体などで構成するネットワーク会議を設置し、各般の施策を効果的に推進するとともに、優れた実践例の把握や、そうした情報の共有に努めるほか、さらなる支援のあり方などについても検討を深めるなどして、全ての子どもたちが、夢と希望を持って成長していける社会の実現に向け、計画の着実な推進を図ってまいりたいと考えております。</p> <p>(山谷副知事)</p> <p>診療報酬改定についてであります。この度の改定は、超高齢化社会を迎える中で、医療保険制度の持続可能性を確保しつつ、質が高く効率的な医療を受けられるようにすることを基本としており、診療報酬本体についてはプラス0.49%、薬価についてはマイナス1.22%とされたところであります。今後、各公立病院においては、各病院の機能などを踏まえ、それぞれの地域における医療ニーズに対応していくことができるよう、改定内容に関する分析や、収益確保策の検討が進められると考えており、道立病院におきましても、経営に与える影響を判断することは現時点では難しいところがありますが、今後、国から示される通知等も踏まえ、診療報酬制度を効果的に活用した収益確保と経営の効率化に努め、経営改善に全力で取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>(知事)</p> <p>かかりつけ薬局についてであります。住民に身近な薬局の薬剤師が専門性を発揮して、患者が服用する医薬品の情報を一元的に把握をし、継続的に指導を行うことは、道民の健康を維持する上で有益な取組であると考えているところであります。</p> <p>道では、これまで、薬局に対するアンケート調査を実施するほか、薬剤師の資質向上を図るための研修会の開催や、道のホームページや市町村広報など様々な機会を通じ広報や啓発を行い、かかりつけ薬局を普及してきたところであります。</p> <p>今後、かかりつけ薬局の役割は一層重要なものとなるため、道といたしましては、引き続き、住民への普及啓発を行うほか、現在、国において検討されているかかりつけ薬剤師や薬局のガイドラインを踏まえ、北海道薬剤師会などと連携して、薬剤師に対する研修の充実や、薬局と医療機関等との連携の促進を図るなどして、全ての薬局が、かかりつけ薬局としての機能を果たすことができるよう取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>(知事)</p> <p>地域医療の提供体制についてであります。広域分散型の本道において、自治体病院は地域医療を支える大きな役割を果たしている一方で、患者数の減少や、地域によっては不採算部門を担っていること、医師や看護師等の確保が難しいことなどから、経営環境は厳しい状況であると認識をいたします。このため、道といたしましては、市長会や町村会などと連携しながら、地域医療の重要な担い手である自治体病院がその役割を果たせるよう、引き続き、厳しい経営環境や、人材不足などの地域の実情を踏まえた地方財政措置の充実などを国に求めるとともに、道立病院が、へき地医療や精神医療、小児専門医療など、地域医療に重要な役割を担い続けていくことができるよう、公共性と効率性を確保しながら、地域に必要な医療を提供してまいりたいと考えております。</p>

質 問	答 弁
<p>をあらためて伺うとともに、公立病院への認識を併せて伺います。</p> <p>(三) 介護保険制度について</p> <p>1 地域支援事業について</p> <p>次に、介護保険について伺います。</p> <p>2014年度に成立した医療介護総合確保推進法では、社会保障制度改革プログラム法に基づく措置として、予防給付のうち、訪問介護及び通所介護を2015年度から17年度までの3年間で地域支援事業に移行することにしましたが、道内市町村の地域支援事業移行の2015年度の実績見込み、2016年度、17年度の見通しを伺います。</p> <p>2 地域での介護の課題について</p> <p>国は、介護について、再度、社会の問題から家の中の問題に戻つつあります。高齢化社会の進展、核家族化の進行などから、介護の社会化を理念に制度が構築されたにもかかわらず、介護の責任のウェイトは家庭に移され、様々な課題が生じています。</p> <p>そうした中で、介護者、被介護者の高齢化が問題となる老々介護は重大な問題です。道は、介護者、被介護者双方ともに65歳以上の老々介護の実態をどう把握し、今後の支援をどう考えているのかを伺います。</p> <p>(四) 障がい者雇用について</p> <p>1 現状認識について</p> <p>次に、障がい者雇用についてです。</p> <p>障害者雇用促進法が改正され、4月から雇用での障がい者に対する差別禁止と、合理的な配慮を提供することが義務付けられることとなります。</p> <p>道内の民間企業における実雇用率は1.95%と、法定雇用率の2%を下回っており、法定雇用率を達成している企業の割合も49.9%に留まっています。</p> <p>雇用率、達成割合のいずれもが全国平均を上回っているものの、法定雇用率の2%への引き上げ以降の雇用割合は40%台後半で推移しているのが現状です。</p> <p>現状に対する評価を伺うとともに、法定雇用率を達成できない原因を、どう分析するのでしょうか。また、その原因の解決に向けて、道はどのように取り組んでいくのか伺います。</p> <p>2 雇用の実態について</p> <p>北海道労働局は、ハローワークを通じた障がい者の就職件数は、雇用情勢に厳しさは残るものの改善傾向にあるとしています。しかし、健常者の雇用に比べ、業務の適性やスキル</p>	<p>(山谷副知事)</p> <p>次に、介護保険制度における要支援者への介護サービスについてであります。平成29年度までに市町村事業に移行することとされた要支援者への訪問介護及び通所介護につきましては、道が調査した結果、本年1月4日現在、道内156保険者のうち、6保険者が既に事業を実施し、本年度中に30保険者が実施する予定としており、28年度には13保険者、29年度には104保険者が実施予定、3保険者が実施時期を未定としているところであります。</p> <p>道といたしましては、移行に当たって、市町村が地域の実情に応じて高齢者の生活支援ニーズにあった多様なサービスを提供できることが重要と認識をいたしており、今後とも、先行事例の情報提供や助言はもとより、住民が自主的に運営する通い場のモデル事業や、アクティブシニアを対象とした助け合い活動に関する研修の実施など、市町村支援に努めてまいります。</p> <p>(知事)</p> <p>次に、いわゆる老老介護に関する取組についてであります。介護を必要とする高齢者が、今後ますます増加すると見込まれる中、65歳以上の要介護者を、同居する65歳以上の御家族が介護する、いわゆる老老介護の割合について、国が実施した「平成25年国民生活基礎調査」においては、全国で51.2%であり、本道の状況は、市町村への聞き取り調査から推計すると、47.6%となっているところであります。</p> <p>このため、道といたしましては、介護保険事業支援計画に基づき、特養等の着実な整備や在宅サービスの充実に努めることはもとより、在宅サービスを担う人材の養成や確保、医療と介護が連携した切れ目のないサービス提供体制の整備など、関連施策を総合的に推進をし、介護者へのケアも図りながら、地域全体で高齢者とその御家族を支える地域包括ケアシステムの構築を積極的に進めてまいります。</p> <p>(知事)</p> <p>障がいのある方の雇用についてであります。本道では、雇用の場合は前年より拡大しているものの、企業の半数が法定雇用率を達成できていない状況にあり、その要因として、障がい者雇用への理解不足に加え、小規模企業では、職域や受入ノウハウに限りがあることなどが考えられますことから、企業の理解を深め、能力と適性に応じた雇用の場を拡大するとともに、障がいのある方の就業を支援していくことが重要と認識をいたします。</p> <p>このため、道では、国や関係機関と連携をし、法に基づく障がい者雇用制度や好事例の企業への周知、経済団体などへの雇用確保の要請を行うとともに、就業促進に向けては、就職面接会の開催に加え、道内11カ所にある障害者就業・生活支援センターにおいて、未就職者や在職者に対する相談を行うなど、今後とも、障がい者雇用の促進に積極的に取り組んでまいります。</p> <p>(辻副知事)</p> <p>障がいのある方の離職についてであります。福祉施設等を利用した障がいのある方の一般企業などへの就労に関する道の実態調査によりますと、平成26年度に就労し、</p>

質 問	答 弁
<p>が判別しにくい障がい者雇用では、ミスマッチという現実的な問題もあり、就職者が常用雇用者として、どの程度働き続けることができるのか、採用と同時に定着率を高めるため、障がい者の個々の特性を活かした雇用を実現することが急務です。</p> <p>企業が職場での人権を擁護し、障がいを配慮して、個々の能力を發揮しやすい雇用・就労条件や職場環境を形成するためには、障がい者の離職率、定着率を把握することは、障がい者雇用の現状を明らかにし、高めていく上では極めて重要です。</p> <p>離職率及び定着率への認識を伺います。また、道は、関係機関と連携して、離職率などの実態把握を行い、障がい者就労に向けてサポートすべきと考えますが、併せて見解を伺います。</p> <p>(五) 育児休業の取得について</p> <p>先般、「育児休暇の取得」を宣言していた国会議員が、辞職しました。</p> <p>この国会議員の行状についてはともかくも、この一件により、男性の育児休業取得の印象が悪くなり、そうでなくても取得の進んでいない男性の育休が、さらに取りづらくなったとの懸念は、多くのマスコミ論調でも見られます。</p> <p>道内の男性の育児休業取得率は、わずかに3%であるとされます。まず、知事のお膝元である、道庁内の育児休業取得の状況とその状況に対する知事の認識を伺います。</p> <p>また、道の新たな総合計画では、男性の育休取得率の数値目標が2025年度に13%とされていますが、これを達成するための具体策を伺います。</p> <p>八 交通政策について</p> <p>(一) 北海道新幹線について</p> <p>北海道新幹線が、ついに津軽海峡を渡ります。多くの関係者のおかげで歓迎の準備は着々と進んでいます。新幹線開業が近づくにつれて、運行時間、料金、乗り換えの利便性、青函トンネル内での事故対応等、肝心の運行側に関わる様々な懸念材料が噴出し、道民を驚かせています。</p> <p>新幹線開業時の知事として、これらの問題に対し、どのような認識を持つのか、さらに、改善への努力をどうされるのか伺います。</p> <p>(二) JR北海道について</p> <p>1 在来線対応について</p> <p>華やかな北海道新幹線の影のように、在来線の維持が厳しくなっています。JR北海道は、全道の普通列車の運行本数を削減し、特に利用の少ない駅の無人化や廃止、留萌線の留萌～増毛間の廃止などの方針を打ち出し、沿線自治体、利用者には不安を与えています。知事は、「地域公共交通検討会議」を立ち上げ、将来に向けた総合的な交通ネットワークを幅広</p>	<p>年度内に離職後働いていない方が17%いる状況であり、理由といたしましては、雇用期間満了をはじめ、本人の就労意欲や体力などの変化に加え、職場の人間関係などが挙げられているところでございます。</p> <p>雇用の継続にあたりましては、能力と適性に応じたきめ細やかな支援が重要でありますことから、道といたしましては、今後とも北海道労働局などと連携し、福祉施設や障害者就業・生活支援センターなどを通じて、離職の状況を把握し、企業訪問による障がいのある方へのサポートに努めるとともに、障がいのある方一人ひとりに寄り添い、受入環境の改善を支援するジョブコーチの活用を企業に促すなど、就職後も安定して働き続けることができる環境づくりを進めてまいりたいと考えております。</p> <p>(知事)</p> <p>男性の育児休業の取得についてであります。道の知事部局における、平成26年度の男性職員の育児休業取得率は2.0%と、全国の地方公共団体平均の1.5%と同様低い水準にあり、男性職員の積極的な育児参加の推進のため、昨年4月に策定をした「北海道職員の子育て支援行動計画」に基づき、管理職員をはじめとした職員の意識改革などに着実に取り組んでいかなければならないと考えているところであります。</p> <p>また、子育てを社会全体で支えるためには、企業においても仕事と子育てを両立できる職場環境づくりを進める必要があることから、両立支援に積極的に取り組む企業の登録や表彰、シンポジウムの開催などを通して、周知啓発活動を進めるとともに、経済団体や企業経営者に対する要請、アドバイザーの派遣などにより、男性が育児休業を取得しやすい環境の整備促進に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>(知事)</p> <p>北海道新幹線の開業についてであります。新青森・新函館北斗間は、長大な海底トンネルを通ることや、我が国で初めて新幹線と在来線が線路を共用して走行すること、さらには積雪寒冷という厳しい気象状況にあることなどから、コストや運行速度、安全対策といった様々な点で、これまでの新幹線にない課題を抱えているものと認識をいたします。</p> <p>このため、JR北海道において、現在、開業に向け、安全運行に必要な訓練を実施していると承知をしているところであり、道といたしましては、開業後において、安全確保の徹底はもとより、利便性の向上など一つ一つ実績を積み重ねながら、各種割引切符の設定などサービス向上に最大限努力されるよう、働きかけを行っているところであります。</p> <p>また、道では、青森県などとの連携を一層密にしながら、共用走行区間の高速走行の早期実現に向け、国の取組が着実に進められるよう、引き続き、強く要請をしてまいります。</p> <p>(知事)</p> <p>JR北海道の在来線への対応についてであります。厳しい経営状況の中、JR北海道は、線区や駅、列車の運行本数の見直しを進めてきているところでありますが、道といたしましては、より沿線の自治体や住民の皆様のご意見に配慮した慎重な対応がなされるべきと考えるところであり、これまでJRに対して、道議会の皆様方と合同での要請などを行</p>

質 問	答 弁
<p>く議論するとしていますが、道民・利用者に影響を及ぼすJR北海道の方針への知事の所見と対処を伺います。</p> <p>2 日高線について</p> <p>JR日高線は、昨年1月に高波の被害を受け運行をストップしてから13カ月が経過しました。道、国、JRによる三者協議が進められる一方、JRとJR日高線沿線自治体協議会の間で運転再開後の鉄道を維持する仕組みが協議されるとも承知しています。しかし、いまだに、復旧・防災工事開始の目途が立ちません。工事については、季節的な制約もあり、着工後、4年程度の期間が必要となるともされています。不安を抱えている沿線住民、利用者のためにも早期に工事開始の結論が得られるべきと考えますが、時間的見通しも含めて今後の対応をお伺いいたします。</p> <p>九 世界遺産について</p> <p>知床が、世界自然遺産に登録されて11年目の今年、道は今定例会に、「北海道知床世界自然遺産条例」を提案し、また、1月30日を「知床の日」と定める予定と聞いています。</p> <p>一方、北海道は北東北3県とともに「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録をめざしており、関係団体などと連携しながら、札幌市をはじめ、国宝「中空土偶」がある道南の函館市などで、出土品の展示説明やセミナー、シンポジウムを開催するなど、さまざまな取り組みがなされています。</p> <p>縄文文化は、狩猟・漁労・採集により1万年以上も平和な社会を形成したという特徴があり、自然との向き合い方や命を大切にされた縄文時代の精神性は、これからの社会にとっても重要なメッセージがあり、是非とも早期に世界遺産登録の実現を期待しています。</p> <p>また、そのためには、北海道・北東北の4道県はもとより、関係団体や議会などが力を結集し、一体感を持って取組を進めていく必要があると考えており、それが登録を後押しするものだと思っています。</p> <p>残念ながら、これまでユネスコへの推薦には至っていませんが、文化審議会からは、構成資産選択のあり方や普遍的価値の分かりやすい表現と主張の明確化などについて、さらに検討を深める必要があるとの意見があると承知しています。</p> <p>道は、推薦に向けた現状と課題をどのように認識し、今後、どう取り組んでいくのか伺います。</p> <p>十 教育課題について</p> <p>(一) 奨学金について</p> <p>1 給付型奨学金の創設について</p> <p>(1) 貸与型奨学金制度について</p> <p>次に、奨学金について伺います。</p>	<p>ってきているところであります。</p> <p>今後とも、JRの業務見直しの動向等を注視し、その把握に努めるとともに、沿線自治体との密接な連携のもと、地域への実情を十分に踏まえた対応をJRに強く求めてまいる考えであります。</p> <p>また、地域公共交通検討会議においては、有識者や自治体関係者、事業者の方々のご意見をいただくとともに、先行事例なども参考にしながら、交通ネットワークの将来の姿について、議論を深めるなどして、地域交通の確保に向けた対応を適時適切に行ってまいる考えであります。</p> <p>(知事)</p> <p>つぎに日高線についてであります。昨年1月の被災から1年が過ぎ、運行再開を願う地域の皆様方の声は、一層切実なものとなってきていると認識をいたします。</p> <p>こうした中、国、道、JR北海道による日高線検討会議、いわゆる三者協議においては、復旧を目指すという共通認識の下、工事の手法や財源の確保、補助制度の活用などについて、議論を重ねてきているところであります。</p> <p>これまでの協議の中で、JRから日高線の運行再開に向けた、継続的な運行のための仕組みづくりが必要との提案があったところであり、道といたしましては、今後、JRから示される具体案について、昨年12月に発足したJR日高線沿線自治体協議会での議論を深め、一日も早い復旧を目指してまいる考えであります。</p> <p>(知事)</p> <p>縄文遺跡群の世界遺産登録についてであります。世界遺産として登録されるためには、国の文化審議会を経て、ユネスコに推薦されることが必要であり、残念ながら、これまで推薦を受けることができていないところであります。</p> <p>昨年の文化審議会では、縄文文化の意義や価値などをより明確にすることや、遺跡選定の見直しなどが必要とされたことから、専門家のアドバイスもいただきながら、道と青森県、秋田県、岩手県が協力をして、平成28年度における推薦決定をめざし、鋭意、検討を進めているところであります。</p> <p>道といたしましては、本道の縄文文化の持つ特徴やその意義、価値の大きさなどを世界に向けて発信していくとともに、今後とも、青森県など北東北3県や関係市町村、関係団体と密接に連携をし、世界遺産登録に向けて取り組んでまいります。</p> <p>(山谷副知事)</p> <p>日本学生支援機構の奨学金についてであります。この奨</p>

質 問	答 弁
<p>現在、日本学生支援機構の貸与型奨学金を活用している大学生等の割合は50パーセントを超えているなど、経済的に厳しい家庭が多くなる中で、奨学金に頼らざるを得ない学生は今後も増加すると予想されています。道内でもこの傾向は強まると同時に、返済に窮する社会人も増加しています。現在の制度について、知事の所見を伺います。</p> <p>(2) 給付型奨学金の創設について</p> <p>国は所得連動型の返済方式が検討されていると承知していますが、本来、高等教育においても、学費は無償であるべきです。貸与型の手直しにとどまらず、給付型奨学金の創設に向け、国に対し強く働きかけていくとともに、道独自の給付型の奨学金制度も検討すべきと考えますが如何でしょうか。知事及び教育長の見解を伺います。</p> <p>2 地方創生枠奨学金について</p> <p>次に、地方創生枠奨学金についてです。</p> <p>今年度から、地方自治体において地元企業に就職した学生の奨学金返還を支援するため、特別交付金で補助を行う仕組みが構築されています。現時点では鳥取県と山口県において導入が決定しています。特定分野への就職や出身学部学科が限定されるなど制度的には、課題が残るものの、卒業後の重い返済負担軽減につながるものであります。</p> <p>道として地方創生枠奨学金導入に向けた検討を始めるべきと考えますが、知事の所見を伺います。</p> <p>(二) 高校生の政治参加について</p> <p>今年の参議院議員選挙から選挙権が18歳以上となります。と言うことは、個々の政治判断を明らかにする権利を18歳</p>	<p>学金は、平成25年度実績で全国の大学生等の38.2%に当たる約134万人の学生が利用しており、学ぶ意欲と能力のあるすべての若者たちが安心して勉学に打ち込める環境を整えるためには、現在の貸与型の奨学金制度は重要なものと考えております。</p> <p>一方で、返還にあたり3か月以上延滞している者は平成26年度末で約17万3千人となっており、様々な理由により返還の負担に対応しきれない方々が相当数いることを憂慮しているところであります。</p> <p>(知事)</p> <p>給付型の奨学金についてであります。現在、国では、一定の収入を得るまでの間、返還期限を猶予することのできる所得連動返還型の制度について検討を行っているところと承知をしているところであります。これまで全国知事会としても給付型奨学金の創設について要望してきており、道としても、知事会と連携して、給付型など一層の制度の充実について国へ要望してまいる考えであります。</p> <p>また、子供たちが、将来に向かって個性と多様な能力を最大限伸ばすことができるよう、挑戦の機会を増やしていくことが重要と考えており、大学進学や海外での学び、文化・芸術・スポーツ分野での活躍を志しながらも、経済的な理由が制約となっている方々への支援を目的として、広く道内外からのご協力を得ながら、仮称ではありますが、「北海道未来人材応援基金」を平成28年度中に創設することを目指し、早期に設立準備会議を立ち上げてまいりたいと考えているところであります。</p> <p>(教育長)</p> <p>給付型の奨学金についてでございますが、道教委では、全ての高校生等が安心して教育を受けられるよう、国の事業を活用し、昨年度から、所得が一定の水準を下回る世帯を対象に、授業料以外の教育費負担を軽減するため、「北海道公立高校生等奨学給付金」制度を創設し、返還の必要のない奨学のための給付金を支給しているところでございます。</p> <p>また、高校卒業後、大学等に進学した生徒についても、これまで、日本学生支援機構の奨学金の貸付要件の緩和や枠の拡大などについて、国に対し要望してきたところであり、今後、給付型の奨学金の導入など制度のさらなる充実について要望するとともに、知事部局と連携し、意欲ある若者の学ぶ環境の一層の充実に努めてまいる考えでございます。</p> <p>(山谷副知事)</p> <p>奨学金減免制度についてであります。大学卒業後の地域への就職・定着を促し、地域産業のリーダーとなる人材の確保などを目的とする本制度を導入することについては、各地の地域事情がある中で、事前に産業界と協議し、減免の対象となる業種を特定する必要があるなど、更に検討すべき課題があるものと考えているところであります。</p> <p>また、広域で多様な産業構造を持つ本道全域での導入に向けては、就業環境の面などから本道の状況を考慮すると、札幌一極集中に拍車がかかる可能性もあることなどから、道といたしましては、市町村が実施する取組への支援なども含め、その有効性などについて、引き続き幅広い観点から検討を行ってまいる考えであります。</p> <p>(教育長)</p> <p>次に、高等学校等における政治的教養を育む教育などについてでございますが、選挙権年齢を18歳以上に引き下げるこ</p>

質 問	答 弁
<p>の高校3年生に与えたことになると考えますが、教育長はそのように認識しているか伺います。</p> <p>また、18歳の高校生が政治集会などへの参加について、学校への届出を必要とする動きがありますが、これは、個人の人権を規制することに該当することにならないか、教育長の所見を併せて伺います。</p> <p>十一 公安問題について (一) テロ対策について 次に、公安問題についてです。</p> <p>グローバル社会の進展によって、世界で活躍する日本人が増えている。一方、貧困と格差の拡大で、過激的な思想が連鎖的に広がり、世界各地でテロ事件が頻発しています。インターネット等を通じることによって、テロ行為、事件も従来とは違う様々な形態が見受けられるようになっていきます。</p> <p>道内でも、外国人観光客が急増し、さらに冬季アジア大会などの国際的なイベントには、相当数の外国人の来訪が想定されます。冬季アジアは2017年の開催までに、およそ1年後、5月の伊勢志摩サミットなども控える中で、どのように対策を進めるのか、警察本部長の所見を伺います。</p> <p>(二) 飲酒運転根絶対策について 1 条例制定後の状況について 昨年11月の第4回定例会冒頭に、「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」が全会一致で可決、成立いたしました。飲酒の機会が増える年末年始を控え、早急に取り組むべきとの議会の意志の現れとしての冒頭可決でした。</p> <p>さて、条例成立後、日は浅いものの、年末年始の検挙状況などにどのような変化が見られているのかを本部長に伺います。</p> <p>2 周知・啓発について この条例の理念は、道民が飲酒運転といった社会悪に対するモラルをしっかりと持ってもらい、自律的な抑止に期待するものである。この条例の理念を多くの道民に知って頂き、理解して頂くことで飲酒運転の根絶が実現するものと考えているが、実効ある周知活動、啓発活動にどう取り組むのか、知事、本部長に伺います。</p>	<p>ととしたこの度の法改正は、将来、我が国を担っていく世代である若い人々の意見を、国の在り方を決める政治に反映させていくことが望ましいという考え方に基づくものであると認識をいたしており、高等学校等においては、政治的教養を育む教育を一層推進することが重要であると考えております。</p> <p>また、休日等に構外で行われる高校生による政治的活動等につきましては、国の通知において、家庭の理解の下、生徒が判断し、行うものであるが、こうした活動も、各学校において、学業や生活などに支障のないよう指導することを求めている。道教委といたしましては、こうした考え方を十分踏まえ、生徒の政治的教養が育まれ、有権者として自らの判断で権利を行使することができるよう、各学校において、適切に指導を行うことが必要であると考えております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>(警察本部長) 民主党・道民連合 高橋亨議員の代表質問にお答えいたします。はじめに、テロ対策についてであります。国際テロ情勢は、昨年、フランス等において、イスラム過激思想に影響を受けた可能性のある者による銃撃事件等が発生するなど、世界各地でテロ事件が多発しており、厳しい状況にあります。</p> <p>また、イスラム過激派組織が、日本人を標的とするテロを警告するなど、我が国に対するテロの脅威が現実のものとなっているところであります。</p> <p>このような中、道警察といたしましては、サミットや冬季アジア大会の開催に伴う警備諸対策を的確に推進するため、「伊勢志摩サミット警備連絡室」、「冬季アジア札幌大会警備準備室」を設置し、テロ関連情報の収集、関係機関と連携した水際対策、重要施設や大規模集客施設等に対する警戒警備、テロ対処能力向上のための各種訓練の実施のほか、爆発物の原料となり得る化学物質の管理者等との連携を始めとした官民一体のテロ対策等を強力に推進しているところであります。</p> <p>今後も引き続き、道民の皆様をはじめ、冬季アジア大会に伴い、北海道を訪れる観光客等の安全・安心を確保するため、過激思想の影響を防ぐための啓発活動を行うとともに「テロを生ませない、テロを起こさせない地域社会の構築」に向け、テロ対策に万全を期していく所存であります。</p> <p>(警察本部長) 次に、北海道飲酒運転の根絶に関する条例に関し、まず、同条例施行後の検挙状況などの変化についてであります。条例施行後の2か月間における飲酒運転の検挙件数及び飲酒を伴う交通事故の件数を、その前年の2か月間と比較いたしますと、検挙件数は116件で4件の減少、人身交通事故は27件で3件の増加、物件交通事故は134件で39件の減少となっております。</p> <p>(知事) 飲酒運転根絶に向けた啓発などについてであります。飲酒運転をなくすためには、条例の基本理念である「飲酒運転をしない、させない、許さない」という意識を道民一人ひとりが持ち、社会全体で取り組むことが重要と考えております。</p> <p>このため、道では、今後、交通安全推進委員会など関係団体と協力し、7月13日の飲酒運転根絶の日に、道民大会を</p>

質 問	答 弁
	<p>開催するほか、各地域の成人式や地域イベント等にキャラバンを派遣し、飲酒運転をなくすよう強く呼びかけるとともに、交通安全指導員等が行う飲食店の見廻り活動への支援やタクシーなどの事業者団体の協力を得て、啓発シールでPRするなど、新たな取組を進めることとしております。</p> <p>道といたしましては、今後より一層、道警察・市町村など関係機関や関係団体はもとより、事業者や地域で交通安全に取り組む方々と緊密な連携を図り、様々な取組を進め、飲酒運転の根絶をはじめ、交通事故のない安全で安心な北海道づくりに努めてまいります。</p> <p>(警察本部長)</p> <p>次に、条例の周知活動等への取組についてであります。道警察では、ホームページや事業所等を対象とした電子メールなどにより、条例に関する情報発信を行っているほか、関係機関・団体と連携を図り、J R、地下鉄等の公共交通機関に条例の周知と飲酒運転根絶を呼びかけるポスターを掲示するとともに、街頭における啓発活動において、条例を周知するためのチラシを配布したところであります。</p> <p>道警察といたしましては、今後とも、飲酒運転の取締りを強力に推進することはもとより、知事部局をはじめとした関係部署、関係機関・団体と連携し、春の全国交通安全運動、7月13日の飲酒運転根絶の日のイベントなど、あらゆる機会を通じ条例の周知を図り、飲酒運転根絶の実現に向け諸対策を推進してまいります。</p>

平成28年第1回北海道議会定例会 代表質問 再質問

年月日 平成28年3月3日(木)
質問者 民主党・道民連合 高橋 亨 議員

質 問	答 弁
<p>一 知事の政治姿勢について</p> <p>(一) 民主的な行政執行について</p> <p>安保関連法の強行採決については明快なお考えを示されませんでした。国政については余計な口を挟まない、とりわけ現政権については、必要以上に顔色を窺っているように感じます。</p> <p>ことは立憲主義に関わる重要な問題であり、90%以上の憲法学者が憲法違反と表明、半数以上の国民が懸念を示した安保関連法案に関わり、国民の声を無視する強行採決、国会運営についてお聞きしましたが、自らの考えは曖昧なままでした。</p> <p>知事は、道政を運営するにあたって、よくオール北海道という言葉が使われますが、それは道民の声の反映とどのようにリンクするのをお聞きいたします。</p> <p>(指摘) 憲法について</p> <p>次に憲法についてですが、安保関連法案では国民に対し、集団的自衛権でなければ解決しないと、ホルムズ海峡の機雷掃海や艦船による自国民の救出などを例に挙げましたが、後に現実的ではないことや個別的自衛権で対応可能という論理的矛盾に陥ってしまいました。</p> <p>緊急事態も、既存の個別法において不十分性が有るとすれば法改正を行えば済むことになり、憲法の改正まで必要ないことも、多くの憲法学者が指摘しています。</p> <p>自民党の憲法改正草案では、緊急事態において内閣総理大臣が全権を掌握、憲法や個別法に拘束されずに超法規的措置がとられ、国民は国及び公の機関の指示に従わなければならない、国民の自由と権利が制限されることになり、これが何を引き起こしたのかは、歴史が示すところにあります。</p> <p>世界各国には、緊急事態条項がある国が少なくありませんが、世界大戦の教訓として、時の権力者の暴走に歯止めをかける規定がきっちりかけられています。</p> <p>答弁にありましたように、国民主権、人権の尊重、平和主義など、普遍的理念を前提とした議論となるよう、知事として取り組まれるとの発言を重く受け止め、改めてこのことに対し言動一致であることを望みます。</p> <p>(二) 東日本大震災について</p> <p>次に、東日本大震災の被災者に対する支援についてです。二十九日に、当時の東電旧経営者三人が強制起訴されました。津波対策が必要と知っていながら何も対策を講じなかったこと、二千八年の社内会議において津波対策は不可避という文書を作成していたこと、さらに、この度の社内マニュアルでは「炉心熔融」にあたるにも関わらず、それを隠し、「炉心損傷」と二ヶ月もごまかし続けたことで、住民避難などに大きな影響を与えたことも明らかになり、事故が人災であることは逃れようがなくなりそうであります。その人災で自主避難を余儀なくされた方々に冷たい対応が許されるのでしょうか。道は、これまで、道営住宅や生活情報の提供、戸別訪問などを行ってきましたが、二千十六年度末、つまり来年の三月には、道営住宅の無償提供が終わる懸念があるなど、現実的な問題が避難者に迫っています。</p>	<p>(知事)</p> <p>最初に私の道政運営の姿勢などについてであります。まず、立憲主義については、一般的に憲法のもと、国会において法律を制定をし、それに基づき国政が運営されるという近代憲法の基本となる考え方であり、私といたしましても、こうした考えのもとで政治が行われるものと考えております。</p> <p>私といたしましては、これまで、北海道の将来にとって何が大切かということを中心に本道を取り巻く様々な課題に取り組んできたところであります。</p> <p>今後においても、様々なお立場の方々のご意見に真摯に耳を傾け、政策づくりに反映をし、道民の皆様とともに道政を進めていくというのが、私の考える基本的な姿勢であります。</p> <p>(知事)</p> <p>次に、大震災により避難されている方々への支援についてであります。今後とも、本庁及び各振興局に設置している総合相談窓口や戸別訪問などを通じて、避難を余儀なくされている方々の様々な問題を把握し、仕事、生活など幅広い情報提供を行うことはもとより、何よりも将来の自立に向けて、安定した生活基盤の確立が図られるよう、国や被災県、市町村、支援団体とも連携をし、公営住宅等の住まいを提供するなど、道といたしましては、今後とも、これまでと同様にきめ細やかな対応に努めてまいります。</p>

質 問	答 弁
<p>避難者に寄り添ったきめ細かな支援を行っていくとの答弁がありましたが、具体的にどのような支援を行っていくのか、知事の考えをお聞きいたします。</p> <p>二 TPPについて</p> <p>(一) 知事の説明責任について</p> <p>さて、TPPについて知事に何点かお聞きしました。</p> <p>2005年、4カ国で始まった物品主体の協定は、加盟国全ての関税の90%以上を撤廃することから始まりましたが、その後、ハイレベルな自由化へと姿を変え、さまざまな非関税障壁の撤廃が導入され、更に投資や金融に関するものまで取り込んだ包括的なものへと姿を変えたのはご存知のとおりであります。</p> <p>更に、3カ国同士による2カ国間協議も行われ、域内経済圏構想から各国の思惑が渦巻く利権獲得交渉へと変貌していきましました。その象徴的なものが、2013年11月に合意した、海外投資家や企業が不利益を被った場合、国を訴えることができるISDS条項と国が自国の産業を守るため、外資を規制することができなくなるラチェット条項、自国の為替レート政策を行わせない、為替操作防止条項の3つの条項です。</p> <p>こうした条項は米国にとっては非常に有利なだけでなく、日本にとっては影響が想像もできないほど、非常に不利益な条項となっております。日本は、TPP交渉の過程で、日米間の協議結果の確認に関する書簡を交換しましたが、これによって、この間米国が日本に要求しながら、なかなか実現できなかった年次要求書の中身を実質上日本に飲ませることに成功し、保険や投資、知的財産権、宅急便といった多数の分野を手に入れることになろうとしていることもご存知のとおりですし、更に、TPP第10章には、国境を越えたビジネスとして、空港、港湾の管理など、インフラの自由化が書き込まれ、その先には電車や地下鉄、新幹線や水道、電気なども視野に入り、協定の改定ごとに日本は搾取されていくことになるでしょう。</p> <p>そのTPPに対し、知事は対策費という条件を付して賛成したことになります。そして知事は、国益は守られるものと認識され、説明は国が行うべきと答えられました。</p> <p>そこで再質問ですが、知事はこれまでTPP交渉への参加を懸念する道内各団体とともに、オール北海道というスローガンを背負い、政府や関係省庁などを中心に、安易な交渉参加をせず、国の説明責任と国民の合意の上でと、声高らかに訴えてきましたが、オール北海道、つまり全ての道民にTPPに対する知事の判断をどのように説明するのか、再度お聞きをいたします。</p> <p>(二) 対策額の根拠について</p> <p>この度、道は国の試算条件を基にし、各農産物の生産量などを当てはめた影響試算を行いました。北海道も国の試算同様に、コメの影響がゼロと判断されたことには驚かされました。国の試算は関税が緩和されることにより、安い農産物や水産物などが輸入されることによる道産品の消費への影響が全く加味されていませんでした。消費者が安さを求めれば、それだけ輸入品が市場に入り込み、その分国産品、とりわけ道産品の国内消費が減少することになるわけですが、道はなぜ国内消費への影響を加味せずに補正及び新年度予算に対策費を計上されたのかをお聞きをいたします。</p>	<p>(知事)</p> <p>次に、TPPへの対応についてであります。TPP協定の合意においては、関税の引き下げや輸入枠の拡大の一方、関税撤廃の例外、国家貿易制度等の維持や、セーフガードの確保などが盛り込まれたところであります。</p> <p>また、道や農業団体等が要請してきた経営安定対策や体質強化対策などを概ね盛り込んだ「総合的なTPP関連政策大綱」に基づき、国のTPP関連予算が措置されたところであります。</p> <p>このため、道といたしましては、担い手が意欲を持って経営に取り組み、農林水産業が持続的に発展していくことができるよう、生産基盤の整備や生産性の向上、担い手の育成・確保策などを予算案に計上をいたしましたところであります。</p> <p>また、TPPの影響は相当な長期に及ぶことから、今後とも、関係団体と連携を図り、道内への影響について、継続的な把握や分析を行うなど適切に対応してまいります。</p> <p>(知事)</p> <p>次に、TPP協定に伴う対策についてであります。国においては、例えば、米については、輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として全量買入れ、市場に流通する国産主食用米の需給に影響はないとするなど、国の体質強化や経営安定対策などの国内対策により引き続き、国内生産量が維持されるとの前提条件のもと影響額を算出したと認識しております。</p> <p>道といたしましては、こうした考えを参考に、本道の影響額を試算するとともに、農林水産物の生産額の減少や担い手の生産意欲の減退など生産者の不安や懸念を払拭をし、将来にわたり、本道の一次産業が持続的に発展していけるよう、必要な予算を計上をいたしましたところであります。</p>

質 問	答 弁
<p>(三) 影響の試算について 今回の道の試算では、TPP発効によってどれほどの影響があり、その影響を解消するためにどれだけの対策が必要なのかということが明確にならないのです。これでは、不安は払拭できません。対策も説得力あるものにならず、ばらまき批判を招いてしまうだけです。</p> <p>また、関連業界についての影響試算から道は逃げるべきではありません。試算の方法を含めて国とは違う、地域の実態に根ざした、道独自の試算を行うべきと考えますが、知事の見解を伺います。</p> <p>(四) 道の対策について この度の道試算に基づいた補正予算では、道が試算した影響額、約600億円とほぼ同額とも言える約600億円の対策費が組まれました。私たちはこの補正予算での対策費の内容について、TPPの冠は付けられても、通常、当然に行われなければならない農業対策の予算であると主張しましたが、知事は残念ながら、私たちの主張には耳を貸さずじまいでした。</p> <p>補正予算編成で、道は300億円の道債を充てることにしましたが、今後、TPPが批准されれば、影響は永久的に続き、関税はゼロを目標に徐々に引き下げられていきます。知事の考えに基づけば、今後も道内農業などに影響のないようTPP批准前の2015年度を基準とした対策費を計上しなければならぬものと考えます。</p> <p>道は今後も農業等産業ごとのTPP協定の影響に対して対策費を計上するのか、お聞きいたします。</p> <p>(五) 道の条例とTPPの関係について 米国、カナダ、ブラジル、アルゼンチンなどでは、ラウンドアップやバスタなどでも枯れない耐性雑草や、死なない耐性害虫が大量に発生しています。そこで、これらの雑草や害虫にも強い新たな有機塩素系の枯れ薬剤、これは米軍がベトナム戦争にも使用し、無数の人々に甚大な被害を及ぼし、薬剤そのものに強烈な毒性があるものですが、これに対応できる新たな遺伝子組み換え作物が開発されました。</p> <p>そこでお聞きしますが、ISDS条項における北海道遺伝子組み換え作物などによる、抗雑草の防止に関する条例や北海道の様々な条例がISDS条項によって影響を受ける可能性について、専門家による調査を行うべきだと思いますがいかがでしょうか、所見を伺います。</p> <p>(六) 情報の公開について 国の行く末を決定するTPP協定ですが、その内容がほとんど分からないというのは一体どういうことでしょうか。批准の4年後でなければ、交渉内容について明らかにできない秘密条項があることは承知していますが、交渉過程ではなく、交渉結果について、その詳細が分からなければ、その対策を講じることはできないのはものの道理であります。ましてやマイナスの影響が都道府県の中で一番大きな北海道は、関連産業に従事する方々の死活問題となりますことから、より詳細な情報を分析する必要があります。</p> <p>徒手空拳に甘んじるお考えなのか改めてお聞きいたします。</p> <p>三 政府予算案について 次に、行財政運営についてです。</p> <p>財政規律、十五ヶ月予算について伺いました。国の補正予算には、景気対策としての公共事業だけではなく、政策的な、</p>	<p>(知事) 次に、影響額についてであります。このたびの中間的な影響額の試算につきましては、一定条件のもと算出したものであり、本道の主要な農林水産物である「たまねぎ」や「すけとうだら」などについても、独自に加えたところがあります。</p> <p>TPPの影響は、相当な長期に及ぶことから、今後とも、道として、関係団体とも連携を図り、道内への影響について、継続的に把握、分析するなど、適切に対応してまいります。</p> <p>(知事) 次に、TPPへの今後の対応についてであります。TPP協定の影響は、相当の長期に及ぶことから、国において、本年の秋を目途にとりまとめることとしているTPPの中長期的な農林水産業の強化策なども踏まえ、将来にわたり、本道の農林水産業が再生産可能となり、持続的に発展していくことができるよう、今後とも、関係団体とも連携を図り、道内への影響について継続的に把握するとともに、道として各般の施策を着実に推進してまいります。</p> <p>(知事) 次に、ISDS条項による影響などについてであります。政府においては、ISDSという紛争解決の対象となっているのは、投資に関するルール、投資の許可又は投資に関する合意のいずれかに違反した場合に用いられるものであり、また、食の安全、健康、環境等の公共の福祉に係る正当な目的のための規制措置を講ずることが妨げられないことは、TPPの投資に関するルールなど、複数の規定で確認されている旨、説明がなされているところであります。</p> <p>TPP協定は、長期間にわたる取組であることから、これらについては、関係団体とも連携を図りながら、その動向を注視をし、必要に応じ、国に対し丁寧な説明を求めていくなど、対応してまいります。</p> <p>(知事) 次に、情報収集についてであります。道といたしましては、国に対し、国民への丁寧な説明などを求めるとともに、協定本文を入手をし、直接関係省庁に問い合わせるなど、的確な情報収集に努めてきているところであります。</p> <p>TPP協定の影響は相当な長期に及び、今後、状況の変化や新たな課題が生じることも考えられますことから、継続的な把握や分析を行い、必要に応じ、国に対し、説明や対策について求めるとともに、市町村・関係団体と連携しながら、農林漁業者をはじめ地域の方々に、きめ細かな情報提供を行うなど、丁寧に対応してまいります。</p> <p>(知事) 次に、国の財政運営についてであります。国においては、平成28年度予算の「基本的な方針」やその具体的な道筋を示す「経済・財政再生計画」を踏まえ、財政健全化に向けた</p>

質 問	答 弁
<p>もっと言えば、政治的なものまで混ぜ込ませるような手法が講じられるようになってきています。先の補正予算で言えば、T P Pや大きな論議を呼んでいる高齢者への3万円給付などが含まれているのです。補正という手法であるがために国でも地方でも十分な議論ができないまま、財政規律が緩んだような施策、事業が並んでいます。</p> <p>道と、国の財政運営について論議しますと、「活用できるものは活用しなければならない」との趣旨を言われるのですが、そうではなく、これまで道民や地域、職員に財政再建のためとして、痛みや犠牲を強いてきた北海道の財政運営の責任者である知事に、今の国の財政運営、予算執行のあり方への所見を伺います。</p> <p>四 人口減少対策、地域振興対策について</p> <p>人口減少に、地域は悩んでまいりました。増田元総務大臣に言われなくても、知事に言われなくても、知恵を振り絞り、努力を重ねてきても人口が減り、職場が維持できなくなり、医療機関や公共交通や学校が維持できず消えてきたのです。総合計画の見直しや地方創生総合戦略、ビジョンの作成で簡単に解決できるようなものではありません。</p> <p>対策のためには課題が明らかにならなければなりません。この場合の課題は、知事の講じてきたこれまでの施策の検証によってこそ明らかになるのです。有効な施策執行のために、知事のこれまでの施策の検証を行うべきと考えますが、改めて所見を伺います。</p> <p>五 エネルギー政策について</p> <p>(一) 電源比率について</p> <p>昨年第三回定例会で、再稼働に六割以上が反対している民意をどう受け止めるかを質したところ、知事からは、福島原発の事故を受けて、今なお、国民には再稼働について不安の声など様々な意見があることから、国は丁寧な説明に取り組むべきとの考えが示されました。</p> <p>国が丁寧に説明することは当たり前のことです。原発立地道県の首長として、住民の安全を何よりも優先しなければならぬ知事として、不安や疑問の声にどう応えていくのか、今回も質しているのですが、全てを国に丸投げし、知事としてどうするのかというプロセスは省き、最終的には、議会議論に責任を転嫁する姿勢は、あまりにも無責任と言わざるを得ません。</p> <p>避難者への今後の支援についても質したところ、今後も寄り添っていくとの答弁でしたが、どこか空虚に感じるの私だけでしょうか。</p> <p>そこでいくつか伺います。国の電源比率について、電源の特性が活かされた多様な構成となることが必要との考えが示されましたが、北海道においては、どのような電源構成が望ましいと考えるのか、具体的な構成比率を示していただきたいと思います。</p> <p>(二) 泊原発について</p> <p>1 再稼働における「同意」について</p> <p>北海道において原発は必要なのかを質しましたが、必要性は国が説明すべきこととの認識が述べられただけでした。それでは、知事は、国の判断、道議会の議論結果に黙って従う、同意するという一方で、万が一事故が起きた場合には責任を取らなければならないから、「中途半端に知事自身の考えは示さない」ということで理解していいのでしょうか。伺います。</p>	<p>取組のもと予算編成されたと承知しておりますが、歳入・歳出両面の改革に取り組み、財政の健全化を図っていくことは大変重要なこととあります。</p> <p>私といたしましては、この度の国の予算を最大限に活用し、T P P対応をはじめ、人口減少問題や北海道の強靱化、さらには地域経済の活性化といった本道が直面する様々な課題に対し、一次産業の持続的発展や食・観光など本道の強みを活かす取組などを着実に展開しながら、北海道の創生に向けて、総力をあげて取り組む考えであります。</p> <p>(知事)</p> <p>人口減少対策等に係るこれまでの取組等についてですが、道では、急速に進む少子高齢化の中で地域活力の維持を図るため、これまで、子育て支援や経済・雇用対策、移住・定住の促進や集落対策など、幅広い取組を進めてきたところですが、合計特殊出生率や若年者の完全失業率には一定の効果は見られるものの、全国水準などを考慮すると、今なお厳しい状況にあり、更なる対策が必要であると認識をしております。</p> <p>このため、昨年10月、関連する施策のこれまでの取組状況や課題等を整理し、そうした内容を踏まえ、「北海道創生総合戦略」を策定したところであり、今後とも、的確なPDCAサイクルのもと、毎年度、戦略の実施状況を検証しながら、効果的な施策の展開を図ってまいりたいと考えております。</p> <p>(知事)</p> <p>電源構成についてですが、暮らしと経済の基盤である電力については、それぞれの電源の特性が活かされた多様な構成としていくことが必要であります。</p> <p>私としては、こうした考えのもと、将来、原発に依存しない北海道を目指し、新エネルギーが主要エネルギー源の一つとなるよう、全国トップレベルのポテンシャルを有する風力や、地域で自立的に確保できるバイオマスなど、道内のさまざまな資源を活かし、新エネルギーの導入拡大を図ってまいりたいと考えています。</p> <p>(知事)</p> <p>原発の再稼働についてですが、国はエネルギー基本計画において、原発の再稼働については、国が前面に立ち、国民理解が得られるよう丁寧に説明を尽くすとしており、万が一、災害になるような事態が生じた場合には、国民の生命、身体や財産を守ることは、政府の重大な責務として、責任を持って対処するとしていただいております。</p> <p>泊発電所については、規制委員会において、規制基準に基</p>

質 問	答 弁
<p>2 泊原発の規制基準について</p> <p>規制基準の根拠については、結局政府の考えの受け売りに過ぎず、厳格な基準かどうかの根拠は全く示されていません。つまり、根拠もなしに「厳格な基準」と言っているに過ぎないのです。わざわざ原子力アドバイザー会議を設置し、専門家が安全性に関与する仕組みを作ったわけですから、仮に道が根拠を示す知見がないのであれば、アドバイザー会議で規制基準の検証を行うべきと考えます。アドバイザー会議の位置付けの見直しも含め、改めて規制基準の根拠の示し方について、考え方を伺います。</p> <p>(三) 高レベル放射性廃棄物の最終処分について</p> <p>1 処分地選定調査に対する道の姿勢について</p> <p>条例の「受け入れ難い」、この言葉をどう理解しているのかを質したわけですが、結局、この数年、どのような質問をしても、「受け入れ難い」を繰り返すだけであり、条例を盾にとって知事自身の考えを誤魔化していると言わざるを得ません。</p> <p>一般論として、「受け入れ難い」とは、どのような意味で理解したらいいのでしょうか、知事の所見をお示してください。</p> <p>2 再稼働の根拠について</p> <p>また、核のゴミ処理と再稼働との関連性をお聞きしましたが、安部首相が、どこかで答弁したようなものを丸写しした感じで、問題の争点をはぐらかす手法は、まるで同じです。</p> <p>廃棄物を発生したのは現世代の責任と答弁していますが、現世代とはいったいどのような意味でしょうか。私たちの子供、孫世代も今を生きる現世代であるならば、そこにも責任を持たせることになるのでしょうか。核のゴミの行き先、処分方法が確立していないままに、原発を稼働してきた責任は、どこにあるのか見解を伺います。</p> <p>六 福祉・医療施策について</p> <p>(一) 子どもの貧困対策について</p> <p>子どもの貧困率の独自調査については、結局は、やるつもりはないという答弁でした。昨年、第4回定例会で無戸籍問題を質し、道独自の深掘りした実態把握を求めましたが、国の所管事務を理由に、消極的な考えしか示されませんでした。命を守る取組に知事の主体性が発揮されないことに、強い失望感を覚えます。</p> <p>沖縄県が今回の調査を通じて、子どもの深刻な実態を見えるようにし、それが技術的にも可能だと示したことは大きな意義があります。実態を何とかわかろうとする、この努力と姿勢が必要ではないでしょうか。</p>	<p>づく厳正な審査が継続中であり、予断を持って申し上げる状況にはありませんが、私といたしましては、泊発電所に関し具体的な内容が示された場合には、道議会のご議論などを踏まえながら、適切に対応していかねばならないと考えているところであります。</p> <p>(知事)</p> <p>規制基準についてであります。新たな規制基準は、福島原発事故の教訓や海外の規制動向など、現時点での最新の知見を反映して策定されており、こうした規制の枠組みについては、IAEAからも評価を受けていると認識をいたします。</p> <p>また、原子力規制委員会の田中委員長は、記者会見の中で、新たな規制基準は相当厳しいものと述べる一方で、これはゴールではなく、ますます努力していく必要があるとしているところであります。</p> <p>私といたしましては、原発については、安全の追求に終わりがあるものではなく、こうした規制基準への適合はもとより、事業者においても、様々なリスクを想定し、常に規制以上の安全レベルの達成を目指すことにより、安全向上に向けて不断に取り組むべきものと考えるところであります。</p> <p>原子力安全アドバイザーの方々からは、このような規制基準に基づく審査結果について、原発の安全対策等に関し、より丁寧でわかりやすい説明となるよう、助言をいただくことといたしているところでございます。</p> <p>(知事)</p> <p>処分地選定調査に係る道の対応についてであります。道では、平成12年に制定した「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」において、「特定放射性廃棄物の持込みは、慎重に対処すべきであり、受け入れ難い」ことを宣言しているところであり、私自身、受け入れ難いものと考えるところです。</p> <p>(知事)</p> <p>原発についてであります。原子力発電所は、原子力の研究、開発及び利用を推進することを定めた「原子力基本法」、並びに、原子炉の設置及び運転等に関する規定を定めた「原子炉等規制法」に基づき、これまで、全国各地に設置されてきたところです。</p> <p>国は、「エネルギー基本計画」において、対策を将来に先送りせず、着実に取組を進めるとしており、最終処分のあり方については、国において、安全性を最優先に十分な情報提供をおこない、国民合意を形成していくことが不可欠であると考えます。</p> <p>(知事)</p> <p>子どもの貧困対策についてであります。道といたしましては、生活保護世帯や、ひとり親世帯の割合が全国に比べ高く、経済的に厳しい家庭が多いことから、本道の子ども状況は、全国の中でも大変厳しい地域であると認識をしております。</p> <p>こうしたことから、それぞれに応じた課題を抽出することを目的として、プライバシーにも十分に配慮した上で、当事者であった方々をはじめ、子どもの支援を行う団体、有識者、児童委員などから貧困の実態や支援活動の状況等について、直接お会いして、お伺いし、子どもの貧困対策推進計画を策</p>

質 問	答 弁
<p>統計や調査から出てくる数字は絶対的なものではありません。しかし、調査を通じて、可能な限り本質に近づき、そこから見えてくる問題点や課題への対策を講ずることが重要です。</p> <p>道は、子どもの貧困状況が全国の中でも大変厳しい地域の一つであるとの認識を示しているわけですが、何をもってこのような認識に立つのか、その根拠を伺うとともに、あらためて、独自調査の実施に対する考え方を伺います。</p> <p>(二) 障がい者雇用について</p> <p>次に、障がい者雇用についてです。</p> <p>答弁から垣間見えるのは、障がい者雇用を、単なる雇用政策、労働政策の一つとしての位置付けでしか捉えておらず、障がい者福祉の増進に資する理念が全くないということです。</p> <p>2014年度に就労し、年度内に離職の後、働いていない障がい者が2割近くいることが、先ほどの答弁で明らかになりました。</p> <p>離職の理由には、職場における人間関係などがあげられています。離職の原因が、解雇だったのか、そこには合理的配慮があったのか、差別はどうだったのか、という具体的な原因の検証が不十分です。</p> <p>障がい者条例、第5章の就労支援においては、障がいを理由に不利益又は不当な扱いは行わない、第20条では、道は合理的配慮に努め、差別や不利益な扱いをしてはならないと明確に規定しています。</p> <p>道は雇用の継続に向けて北海道労働局と連携するとしていますが、離職の原因を解明しない限り、離職問題の根本的な解決には至りません。離職の実態把握にきちんと取り組まないということは、取りも直さず、道は、障がい者に対しての合理的配慮に欠け、責務を怠るということに繋がるのではないのでしょうか。</p> <p>雇用の継続性や雇用率を高め、一人でも多くの障がい者に生き甲斐や働きがいを持っていただくためにも、道の姿勢が今、問われております。</p> <p>障がい者雇用政策において、障がい者福祉の理念はどう反映されているのか、知事の認識を伺い、ご答弁の如何によっては、再々質問の用意があることをお伝えして、質問を終わります。</p>	<p>定をいたしたところであります。</p> <p>今後は、他府県の取組も参考としながら、関係者で構成するネットワーク会議を活用し、市町村、福祉事務所などにおける相談事例の集積や、貧困の状況に関するより詳細な把握や分析をしながら、効果的な政策展開に努めてまいる考えであります。</p> <p>(知事)</p> <p>障がい者雇用の考え方についてであります。障がい者雇用の促進にあたっては、北海道障がい者条例の基本理念に基づき、希望や適性に応じて、企業において働き続けることができるよう、関係機関が連携して、安定した雇用を拡大していくことが何より重要であります。</p> <p>道では、企業に対し、障がいを理由とした採用の拒否や解雇、労働環境などにおける不利益や不当な扱いが行われないよう求めるほか、障がいのある方に対しては、障害者就業・生活支援センターなどを通じ、一人ひとりに寄り添い、就職後の実態把握とサポートに努めるなど、今後とも、障がい者雇用の促進に庁内一丸となって取り組んでまいる考えであります。</p>

平成28年第1回北海道議会定例会 代表質問 再々質問

年月日 平成28年3月3日(木)
質問者 民主党・道民連合 高橋 亨 議員

質 問	答 弁
<p>一 TPPについて</p> <p>まずTPPについてです。政府が発表したTPP協定案全文の仮訳には、日本を名指しして、今回、政府や知事が関税撤廃を免れたと強調している農産品についても、TPP発効の7年後には、カナダ、チリ、ニュージーランド、アメリカ合衆国と、関税撤廃に向けた再協議をすると記載されているのであります。表現はSHALLであります。極めて強いものであり、日本は再協議に応じなければならないのです。安倍首相が、「重要品目は関税撤廃の例外を確保した。しっかり守れた」と豪語しても、将来的には関税撤廃に向けた再協議が組み込まれているわけで、関税撤廃が7年間猶予されているだけにすぎないと認識すべきものであります。</p> <p>安倍首相や外務省は、「再協議したとしても、撤廃が義務付けられているわけではない」という認識を述べているのですが、その外務省が、協定案に関税の除外規定が無いと認めているのです。</p> <p>政府の説明のみを聞いてうのみにするのではなく、道自らがTPP関係国などから情報を収集し、TPP大筋合意の真の内容と、TPPの将来的な全体像をしっかりと把握したうえで、農林水産業を含めた北海道の全般に対する影響、そして対策を検討すべきと考えますが、知事の決意を伺います。</p> <p>二 エネルギー政策について</p> <p>多様な電源構成が必要との認識を示しながらも、具体的な構成比率をお尋ねしたら、答えは持ち合わせていないとの趣旨の答弁です。なんと無責任な対応でしょうか。</p> <p>泊原発1号機が運転開始されてから今年で27年目、2号機は25年目に入ります。「40年廃炉」の原則を適用すれば、今後、13年から15年後には1号機、2号機は廃炉となり、115万kWの発電量を見込むことができなくなります。</p> <p>そのような現実的な問題を抱えながら、あえて意識的に答えないとするのであれば、「40年廃炉」ではなく、「60年廃炉」を見込んだ電源構成を考えていることから、表に出せないという疑念を持たざるを得ません。</p> <p>知事自ら、北海道は新エネルギーの宝庫と自慢げに言うておきながら、そのエネルギーをどこに、どうやって使うのか、北海道経済の活性化や道民生活にどう貢献させていくのかというその具体性を本当に持ち合わせていないとするならば、これまで示されてきた答弁や認識は詭弁と言わざるを得ません。</p> <p>何事においても国任せばかりの知事ですが、この課題こそは、知事自身が、道自らの考えで対処すべき課題なのであります。</p> <p>いったいいつまでに北海道の電源構成を示すのか明らかにしてください。</p> <p>三 子どもの貧困対策について</p> <p>道の子どもの貧困対策推進計画では、関連施策の実施状況や効果などを客観的に検証、評価することを目的に6点の項目に目標値を設定しています。</p> <p>その目標値の設定について1点伺いますが、全ての子どもの全道平均の高校進学率が99.2%、その内、生活保護世帯の子どもの高校進学率は96.1%の現状ですが、これの目標値の設定は98%と設定されています。</p> <p>「子どもの権利条約」では、全ての子どもに対して高等教育を利用する機会を与えるべきとしており、条約の趣旨を尊重するならば、当然、向こう5年間での目標は全ての子どもに平等に教育を受ける機会を提供する。つまり100%の目標値を設定すべきではありませんか。少なくとも全道平均並みの99.2%ではありませんか。目標値をそれよりも低い98%とした理由、根拠について伺います。</p>	<p>(知事)</p> <p>TPPに関してであります。TPP協定は長期間にわたる取組でありますことから、引き続き、国や関係団体と連携しながら、幅広く情報収集に努めるとともに、今後、状況の変化や新たな課題が生じることも考えられますことから、継続的な把握や分析を行い、農林水産業者や道内の各地域の方々の不安や懸念を払拭をし、将来にわたって、意欲ある担い手が希望を持って経営に取り組み、本道の基幹産業である一次産業が持続的に発展できるよう、必要となる対策を着実に推進をしてまいる考えであります。</p> <p>(知事)</p> <p>電源構成についてであります。暮らしと経済の基盤である電力については、それぞれの電源の特性が活かされた多様な構成としていくことが必要であります。</p> <p>私としては、こうした考えのもと、新エネルギーが主要なエネルギー源の一つとなるよう、道内のさまざまな資源を活かし、今後とも、その導入拡大に積極的に取り組んでまいります。</p> <p>(知事)</p> <p>子どもの貧困対策についてであります。道といたしましては、生活保護世帯の高校等進学率については、面談等により、中学校卒業後の進路に関する意向を確認し、就職を希望したり、傷病などにより進学が困難な方を除いた全ての子どもの数に相当する98%を目標値として設定をいたしましたところであります。</p> <p>道といたしましては、希望する全ての生活保護世帯のお子さん方が高校等に進学できるよう、計画に掲げた教育支援施策の着実な推進を図ってまいる考えであります。</p>

平成28年第1回北海道議会定例会 代表質問 特別発言

年月日 平成28年3月3日(木)
 質問者 民主党・道民連合 高橋 亨 議員

質 問	答 弁
<p>(特別発言) 議会は言論の場です。 道政に関わる重要な課題、それに関わる知事の政治姿勢、道政運営について議論をする場であることは言うまでもありません。</p> <p>知事は、求められた質問の内容を十分に理解し、何故、その質問が出たのか。その背景を真摯に受け止め、適切な答弁で、知事が目指す道政の姿を道民に伝えることが知事の使命でもあります。</p> <p>私が道議として議席を得てから、これまで幾度となく知事とのやり取りを経験させていただき、また、政審会長などとして会派の代表質問の作成などに携わってきましたが、残念ながら、質問に対しの確に答えていただき、激論が深まったと感じることは、非常に少なかったと思います。</p> <p>無論、政治的立ち位置が同じというわけではありませんから、私どもの質問や提案を、すべて受け入れるべきとは思いません。しかし、質問の主旨を理解されているのか、どうかを疑うような「はぐらかし」や、質問していることとは、まったく違う答弁で、その場をやり過ごすという議会対応を行っている限り、議会での議論は深まらず、やり取り自体が空虚なものになってしまいます。</p> <p>例としてあげるならば、エネルギー問題です。5年前の福島県での原発事故以来、泊原発や核のゴミ問題に対する道民の関心は高まっており、私どもも、この課題については定例会毎に知事の考えを聞いています。</p> <p>今回も質問いたしました。同じことが起きました。認識の違いがあるのは致し方ありません。そうではなくして、それ以前の問題として、何度も何度も質問の趣旨を説明しても、わざと！と言いたいくらい、真っ正面から受け止めようとしない答弁ばかりでした。</p> <p>この度の代表質問でも、知事にとって都合の悪い質問に対し、そうした傾向が強く表れています。</p> <p>議論が深まらないということは、道民の声に対する知事のメッセージを知事自身が、大事にしていないことに繋がります。</p> <p>また、重大な課題についての考え方を自ら示さず、国や議会などに押しつける答弁が散見され、知事としての責任を回避する姿勢がうかがえることは非常に残念に思います。</p> <p>リーダーは孤独です。すべての、判断・責任を担う重い立場ですが、その道を選ぶことを判断したのは知事自身なので、その立場を十分に意識していただきたいと思います。</p> <p>そして、知事のブレーンや理事者の方々は、知事への適切な助言と、知事が判断するための素材の提供をきっちりと行っていただき、最終判断は知事自らが、自らの言葉で語るべきです。</p> <p>先ほども申し上げましたが、議会は閉ざされたものではなく、知事の思いや道政運営を広く道民に伝える場でもあります。私たちが厳しい質問をすることもあります。柔軟に受け止め、お互いに議論を深める努力をしたいと思います。</p> <p>議会が見えないという道民の声は、ひとつには、私たち議員に負うところが大きいわけですが、一方の当事者である知事の姿勢も大きく問われるのです。</p> <p>私どもの質問から逃げずに、正面から受け止め、開かれた議会の実現のために、知事の、これまでの対応の問題点を指摘するとともに、今後の議会対応につきましても、過去の慣例にとらわれず、新たな発想で行われることを期待して、発言を終わります。</p>	